

淀川水系流域委員会 第52回委員会

議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

寺川委員

中村委員

本多委員

日 時 平成18年10月10日（火）

午後 4時01分 開会

午後 7時23分 閉会

場 所 みやこめっせ 地下1階 第1展示場A面

〔午後 4時00分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第52回委員会を開催いたします。本日の出席委員は現在15名いらっしゃっておりまして、定足数13名に達しておりますので委員会として成立しておりますことをご報告いたします。司会進行は淀川水系流域委員会庶務近藤が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いを少しさせていただきたいと思えます。まず配付資料でございますが、お手元にお配りしております封筒の中に入っておりますが、黄色い紙「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がつけてある資料で「報告資料1」「審議資料2」「審議資料3」「審議資料4の1、4の2」「その他資料」「参考資料1」の合わせて9点でございます。ご確認をお願いいたします。

なお、参考資料1、「委員及び一般からの意見」につきましては前回の公開会議である7月6日開催の第51回委員会以後に寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、発言の際には必ずマイクを通しお名前を発声してからご発言いただくようお願いいたします。一般傍聴の方にも後ほど発言の時間を設けさせていただいておりますので審議中の発言はご遠慮いただくようお願いいたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

本日の委員会は3時間を予定しており、19時の終了の予定でございます。それでは今本委員長、議事よろしくお願いいたします。

今本委員長

今本です。きょうは久しぶりの委員会ということで大勢の傍聴者の皆さんにおいでいただきまして感謝しております。この間、この委員会は検討会等、非公開の会議を続けてまいりました。このことにつきまして多くの方からの批判があるのは承知しております。きょうはその件についても後ほどご相談したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

では、早速報告に入らせていただきます。報告の1、前回委員会以後の会議開催経過について庶務からご報告いたします。

〔報告〕

(1) 前回公開会議以後の会議等の開催経緯について

庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。前回7月6日に委員会が開かれました。それ以降、結果報告という形で資料を作成している会議が15開かれております。そのうちの10につきましては結果報告ができております。その10の結果報告についてご報告申し上げたいというふうに思います。非常に多いのでポイントだけをご報告させていただきたいと思います。

まず、第72回運営会議が7月6日に開催されました。その後に開かれます委員会の進め方について審議されました。

次に、第51回委員会が7月6日に開催されました。決定事項でございます。今後の一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取について承認されました。不都合な点があれば今後修正をすることが決定されました。なお、第51回委員会では平成17年度事業の進捗点検についての意見交換、一般からの意見聴取及び傍聴者からの意見聴取について、関係住民の意見の反映方法と社会的合意に関する検討について検討されました。なお、一般傍聴者からの意見聴取がございました。

続きまして、第73回運営会議でございます。7月20日に開催されました。ここでは17年度事業の進捗点検についての意見について審議されました。また、ワーキングにつきまして住民参加部会における関係住民の意見の反映方法及び社会的合意に関するワーキンググループの設置について審議がなされ、ワーキンググループを設置することが決定されました。また、水位操作ワーキンググループの今後の進め方について意見交換がなされ、新たな水位操作ワーキングメンバーとして角野委員がメンバーに加わることが決定されました。さらに今後の検討会の開催方法について意見交換がなされ8月11日以降の検討会では議事録を作成して公開することが決定されました。

続きまして、第1回委員会検討会でございます。8月2日に開催されました。検討の概要でございます。淀川水系流域委員会提言「新たな河川整備をめざして」を用いて意見交換がなされました。今後、河川整備計画原案に委員会として意見を述べていくときのベースになるのが提言であり、提言を委員間の共通認識に置きたい、初心に返り今後の河川整備計画がどうあるべきかを議論したいということで開かれました。

続きまして、第1回意見聴取反映ワーキンググループ検討会でございます。8月8日に開催されました。検討の概要でございます。関係住民の意見反映方法について意見を述べるのが流域委員会の仕事の1つであると。河川管理者から対話集会等の報告をしていただきワーキンググループにてその総括をしていただきたいと思っている。集中的に審議を進めるためにもワーキンググループに専門家をお招きしてご意見をいただいております。

続きまして、第2回意見聴取反映ワーキンググループ検討会でございます。決定事項ございま

す。意見聴取反映ワーキンググループ作業グループのメンバーが決定いたしました。また、検討の概要でございます。新たな意見聴取及び社会的合意に関する委員の意見について、社会的合意と意見聴取反映方法について意見交換がなされました。主な意見は社会的合意につきましては、サイレントマジョリティーと無関心層の違いについての議論、また意見聴取反映については、目次案についての意見交換がなされました。さらに今後の進め方につきましては、今後意見聴取反映ワーキンググループで答申のたたき台をつくる。流域委員会の実施してきた意見聴取試行については簡単な紹介にとどめ、どのようなテーマにはどのような手法を用いればよいのか、気をつける点は何なのかといった具体的な提案をした方がよいと考えている、こういう意見が出ました。

続きまして、第74回運営会議でございます。8月31日に開催されました。決定事項でございます。平成17年度事業の進捗点検についての意見、最終案について審議がなされ、平成17年度事業の進捗点検についての意見として承認されました。その他でございます。庶務より結果報告の委員への送付、議事録確認期間の短縮等について提案がなされ決定されました。

続きまして、第3回意見聴取反映ワーキンググループ検討会でございます。9月13日に開催されました。これまでの意見聴取についての河川管理者からの報告がなされ意見交換が行われました。また、各項目の作成分担及び今後の進め方ということで12月の全体委員会に答申案を提出し、1月の全体委員会で承認を得るというスケジュールが検討されました。

次に第75回運営会議でございます。9月19日に開催されました。平成17年度事業の進捗点検についての少数意見を用いて検討がなされ、第52回委員会にて少数意見として意見書に付するかどうかを検討することとなりました。また、ダムフォローアップの検討体制について意見交換がなされました。さらに、今後の会議等の開催スケジュールが決定されました。

最後でございます。第4回利水・水需要管理部会検討会でございます。9月26日に開催されました。第5回利水・水需要管理部会検討会を10月10日、本日10時から12時半に開催することが決定されました。河川管理者からフルプラン異常渇水利水安全度、三重県伊賀市の水道事業について説明していただきました。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご承認お願いいたします。

2) 平成17年度事業の進捗点検についての意見書について

今本委員長

続きまして、平成17年度事業の進捗点検についての意見書について、これも庶務から報告願いま

す。

庶務（日本能率協会総研 高橋）

お手元に河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見がございます。本意見につきましては、8月31日に開催されました第74回運営会議にて承認され、河川管理者へ提出されました。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。この進捗点検につきましては、これまでいろいろとご意見をお伺いしてきたところでありますが、この際、何かご発言される方はいないでしょうか。

では、審議に入る前に庶務から人事異動についての報告をお願いいたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは河川管理者の方の人事異動について庶務の方からご報告いたします。

まず、近畿地方整備局河川部河川調査官、神矢調査官が異動、新たに着任されております。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢でございます。よろしくお願いいたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それから続きまして、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所事務所長佐中所長が着任されております。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 佐中）

佐中でございます。よろしくお願いいたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

近畿地方整備局河川部河川計画課西澤課長が新任、着任されております。近畿地方整備局河川部河川環境課村上課長が新任、着任されております。それから、滋賀県土木交通部技監勢田技監が着任されております。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。

〔審議〕

1) 平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について

今本委員長

それでは審議に入らせていただきます。最初の議題は、平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見についてであります。お手元の「審議資料1」にありますように意見が1件、金

盛さんから少数意見が寄せられております。これの取り扱いにつきましては、この進捗点検についての意見に合本として今後取り扱うということですが、念のため意見の内容について金盛さんからご紹介いただけますか。

金盛委員

金盛でございます。17年度事業の進捗点検についての当委員会の意見、それから整備内容シートそのものにつきましては意見がございまして、委員長あてに少数意見の提出をいたしましたところ、このたびその説明の機会を得ましたことを御礼申し上げます。

意見は配付されておりますように2つに大別して記しております。朗読をもって説明に変えたいと思います。若干、説明を加えますが、おおむねそんなことで説明させていただきます。

1つの方でございますが、整備内容シートで示される内容について意見を申し上げます。整備内容シートに掲載されている事業は関係地域にとりまして極めて重要な事業であります。そして長期にわたるものがたくさんございます。したがって、各事業は達成目標が定められまして、計画的に戦略的に整備が進められているはずであります。シートではこれが必ずしも明らかではありません。このため年度の整備内容にもまして、私はこちらの方が重要だと思っているのですけれども、重要と考える事業の進捗度や課題が不明でありまして、この視点に立った評価ができがたいものとなっております。幾つか申し上げます。

1つは「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」のためには瀬田川の掘削ですとか鹿跳溪谷の対策ですとか、天ヶ瀬ダム你再開発、あるいは宇治川の改修が重要であります。それぞれの事業計画やその達成目標が明らかでないばかりでなく、これら一連の事業としてその戦略があるはずであります。そういったものが示されておられません。

2つ目は「堤防補強」でございますが、これは淀川本川と3支川で行われておりますが、これらは上下流関係が極めて重要でありますし、また左右岸の事情が大事でありまして、その点が配慮されて進められておると思いますが、そのことが理解できる全体を総括した戦略的な施工計画が示されておられません。

それから3番「高潮対策」、あるいは4番の「水害に強い地域づくり」とか「耐震対策」、「津波対策」、こういったことについても進捗度が明らかではありません。といったことでございます。

したがって、整備シートの記載内容は事業の概要はもちろんのこと、その目標、それから当該年度の成果、進捗度、課題等が理解できるようになるものへの改善を希望するものであります。進捗度の評価は先ほど申しましたように私は大変重視しております。もちろん今申し上げましたような意見は、本来ならこの整備計画の基礎案が成りました段階、あるいはその途上において申し上げ

げる、提出するべきものであろうことは十分承知しておりますが、何分2期の委員でございます、そういった審議にあずかる機会がございませんでした。今回が手続的に提出できる最初の機会でありましたことをご了承いただきたいと思います。

次が、委員会が今回まとめられました、意見そのものについてでございます。特に5点を掲げております。1点は、これは治水 - 1 - 1でございます、ページは18ページであります、「想定外の規模の水害対策について無力であったこれまでの河道内のみを対象とした洪水対策」と断じることです。理由は2ページをお開きください。「1)について」ということがございますが、淀川水系では計画対象洪水を超える規模の洪水によってたびたび堤防が決壊し大災害が発生しておりますが、このことを以てそれまでの河川対応の治水対策が想定外の洪水に対して無力であったとは考えません。無力であった、つまり破堤したとか、そういう事態が起こったのは建設された堤防の機能に不足があったからでありまして、堤防に十分な強度があれば氾濫量、すなわち氾濫域が減少するなど、相当の効果が発揮されたであろうことは想像に難くないわけであります。

なお、お断りしておきますが、私は河川対応の治水対策に拘泥するものではありません。流域対応が河川対応と並行して重要であることは十分認識いたしております、卑近な例であります、大阪の寝屋川水系では昭和62年からこういった観点で進めております。

2番目でございますが、高規格堤防を実施する場合、「地権者には、中略しますが、地価が上昇するため、工事後の利用内容によっては莫大な利益を得ることになる。したがって、著しい不平等を生じないように配慮する必要がある」治水 - 2 でございます。同じく、2ページの2)をごらんください。公共事業は地域の安全や利便の向上のために施行されるのでありますが、事業の施行によって事業の協力者や周辺地域など、特定のものが結果において利益にあずかることは珍しいことではありません。また、このことは社会にも受け入れられてきていると理解をいたしております。したがって、ここにある意見のように、この「特定の者等の受益が著しい」とされるときにこれを不平等として、あるいは不当なこととしてその解消を求めるならば、その限度や解消の方策等がもう少し具体的に示せなければならないと考えております。

3番でございますが、大津川はちょっと間違いでございました。大津放水路でございます、「急激な都市化が生んだ苦肉の策である」治水 - 7 - 6で、このように評されておりますが、やはり2ページの方を見ていただきまして、治水事業の達成には財政的・社会的な制約がありまして長い時間が必要であります。このため、都市河川の治水対策は都市化の波に追いつかず、すなわち流域の開発に先行した、あるいは調和した形では進められることができず、一定規模以上の開発に際しては流量増を抑制する措置等現実的な対応がとられてきているのであります。大津放水路もこのよ

うな事情にある中、機が到来して抜本的な治水対策が実施される運びとなったものと理解をいたしております。

4番でございます。淀川大堰の閘門設置は、ここはちょっと文章が最終の意見書では変わっております。「舟運のためには必要な施設であるが」と、治水 - 9 - 4 であります。これについては2ページでございますが、上下流の往来は自由であることが河川本来の姿であります。淀川は淀川大堰によって上下流の往来が不可能となっております。これは淀川のような都市域を流れる大河川においては大きな損失であります。不可欠な河川管理施設である、そのような認識に立っていただきまして、残された課題の検討作業を円滑に進められまして建設への明確な手順が早期に示されなければならないと考えるものであります。

5番ですが、維持の方で3 - 1というところで、「河道内の樹木の繁茂はダムによる流量制御等により、河床の攪乱規模が減少したためである」というふうに断じられておりますが、2ページの一番下の5について、ダムのない河川においても河道内に樹木は繁茂しております。繁茂しているのは管理の不行き届きないしは放置等の結果であり、また意図的な保存とか保全によるものでありまして、畢竟河川管理の結果であると考えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

今本委員長

はい。ありがとうございました。ただいまの意見に対しまして、どなたか発言される方おられません。これは「進捗点検に対する意見」に対する少数意見ということで、委員会としましては、ただいまの意見を正規の意見と一体にして今後配付するような機会があればいただきたいと思います、そうでないと少数意見というのは常に忘れられてしまいますので、特にそこをお願いしてこの件は終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

2) ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について

今本委員長

では、次の議題に進ませていただきます。2番目の「ダム等の管理にかかわるフォローアップの検討体制について」ということでもあります。これは今年度から既設ダムについてのフォローアップの仕事、これがこの委員会の目的の1つになりました。これをやるのにどういうふうにするか、現在のところまだ河川管理者からの説明がありませんが、近々始まると聞いております。また、現地視察等も始まります。そういう中で、委員会としてこれへの検討体制をあらかじめつくっておくのがいいのではないかと考える次第です。この件につきましてどなたかご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

千代延委員

千代延です。今、10月ですので2期の委員の任期というのは3カ月ちょっとですね。それでダム等の管理にかかわるフォローアップという、その仕事と申しますか、それがどの程度のものが出るかがわからなくて、私はことしの春に河川管理者からそういう仕事もありますのでよろしくということ聞いておりましたが、今の時期になって本当にできるのだろうかという、ちょっと心配、懸念をしております。ですから、河川管理者の方からどのようなものが出て、どの程度のものを期待しておるのかと、何かそのようなものをできるだけ早く示していただきたいというのが希望です。以上です。

今本委員長

ただいまの希望に対しまして、何か河川管理者側から答えることはございませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢でございます。その点につきましては従前から言われておりまして大変申しわけないのですが、今作業中でございますので、でき上がり次第お見せすることとしておりますし、また既に予定されておる現地視察の際に、できるだけそのご理解を助ける意味合いからそのダムのポイントをできるだけわかりやすくまとめたものを提出するべく現在準備をしておるところであります。また、その際に現地で可能な限りディスカッションですか、そういったこともできるように体制を準備しておりますので、大変恐縮でございますがもうしばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いたします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田でございます。しばらく委員会もなかったこともございますので、ダムのフォローアップというのはそもそもどういうものかということをお話させていただきたいと思っております。

これは既にでき上がって管理しているダムについて治水ですとか利水、環境面、それからその利用面、それから水源地域の状況等を含めて、どういう形でそれがなされているかということ、個別のダムごとに5年に1度見ていこうと、こういうことでございまして、基本的には定期報告というのを5年に1度報告することになります。その定期報告を私どもが作成したものについて流域委員会からご意見をちょうだいすると、こういう流れになりまして、今後のダムの管理をますますいいものにするために、どういうことを考えていけばいいのかということも含めて、ご意見をちょうだいしたいと、こういう内容でございます。

今本委員長

どうぞ。

川上委員

川上です。きょうは傍聴者もお見えになっていることですし、久しぶりの委員会でもございますので、具体的にどのダムを検討するのかということをおちょっと河川管理者にご紹介いただきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

失礼をいたしました。ご指摘ありがとうございます。今年度予定いたしておりますのは4つのダムでございます。木津川筋の高山ダムと青蓮寺ダム、それから宇治川にございます天ヶ瀬ダム、それから桂川筋の日吉ダム、この4つのダムについて申し上げました定期報告書をお出しするという予定でございます。

今本委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

高田委員

今、吉田さんが言われた内容で日吉ダムと天ヶ瀬ダムに関しては、村上さん、私なんかその後、定期報告のあり方みたいな、主に環境面に関するものの相談を受けています。だから、我々淀川環境委員会とこの淀川流域委員会の関係と同じような形になるのではないかなと思っています。だから、どちらかという中身の細かい報告書の表現とか中身とか、そういうものを細かく詰めていく作業にもう一部入っています。

今本委員長

環境委員会は環境という観点で恐らく検討されるのだと思います。ダムは環境だけではなくほかの面もありますので、兼任しておられる委員がおられるというのはこの委員会にとっても幸いです。お互いに連携しながら続けていきたいと思っています。ほか、よろしいでしょうか。

それでは一応検討体制についてということですので、やはり報告書をまとめる必要がありますので、それへのワーキンググループをつくりたいと思います。それでこのワーキンググループにつきましては本来、皆さん方と相談してから進めねばならないところなんですが、運営会議におきましてワーキングをつくって進めていきたいということになりました。一応これまでの経緯から私がリーダーを務めまして、ワーキンググループの委員としては全委員をワーキングの委員にもお願いしたいと思っています。

具体的には各担当するダムをいろいろとお願いいたしまして、その方が中心になって報告書の作成に当たっていただくことになると思います。フォローアップに関することは、その他のところでまた相談いたしますが、もう1つ実はやってもらいたいことがあるんですけども、とりあえずこ

ここではワーキングをつくるということを提案したいと思います。この件について何かご意見のある方ございませんか。よろしいでしょうか。

村上興正委員

念のため。

今本委員長

はい、どうぞ。

村上興正委員

前委員というのは前の委員が継続してという意味ですね。

今本委員長

いえ、違います。現委員のすべての委員がワーキングにも加わっていただくという意味で、前期委員は対象外です。

よろしいでしょうか。それでは、そういうことでダムワーキンググループを設置させていただきまして、このフォローアップ等を進めていきたいと思います。

3) 部会・WGの検討状況と今後の予定について

今本委員長

それでは、審議の議題の3番目です。「部会・WGの検討状況と今後の予定について」ということであります。きょうは3つの部会、あるいはワーキンググループからの報告を予定しております。まず最初に、利水・水需要管理部会の部会長であります荻野さんから報告をお願いします。

荻野委員

荻野でございます。利水・水需要管理部会検討会でございますが、お手元の資料、審議資料3-2を見てください。ここに検討会での検討資料の目次（案）が掲載されてございます。9月26日にこの検討資料のたたき台を検討会の方に出させていただきます。その目次でございます。この利水・水需要管理部会の作業報告書に相当するようなものを10月31日及び11月の利水部会にお諮りをいたしまして12月の第54回委員会の方でご審議、承認をしていただいて河川管理者の方に部会報告書という形でお出しさせていただきたいと、そんな段取りで現在作業をしているところでございます。

内容はここにございますように、序章から始まりまして第4章まで約30ページのドラフトペーパーを現在作成しているところでございます。時間がありませんのでちょっと簡単にお話をさせていただきますと、まず序章で淀川水資源開発の概要、概略を簡単に述べさせていただきます。これは現在の水資源状況を歴史にさかのぼって少し勉強しておいて、整理をしています。

これまでの水資源開発計画は昭和36年11月に制定されました水資源開発促進法に基づいて行われております。用途別の水需要予測及び供給補給計画、いわゆるフルプランを立てまして必要な施設の建設、その他重要事項を水資源開発基本計画にまとめて、河川総合開発、ダム開発事業が積極的に行われてきたものでございます。これはその当時、日本の経済の高度経済成長、爆発的な成長時期にございましたいわゆる必要主義に根ざす水資源供給拡大の方向に重点が置かれ、約三、四十年後、この事業の成果は高度経済成長を支えるとともに安定的水資源供給に大きな貢献をしたことはご承知のとおりであろうかと思えます。高く評価していいのではないかと考えております。

しかしながら、一方で地域住民の声を聞くとか、豊かな河川の自然環境、生態系の保全という観点を欠いてダム等による自然及び社会環境等々が悪化していき、河川を人の生活の空間から遠ざけるなど反省点を持つに至ったわけでございます。これは平成9年の新河川法につながっていったものであろうと思えます。

新河川法は新たに河川環境を治水、利水と並べて「河川環境の整備と保全」明文化いたしまして、新たな河川整備計画を策定する際に地域住民の声を聞きながらつくっていきこうと、こういう形であります。それで我々、委員会はこれに基づきまして設置されて、この委員会の中に利水管理部会をつくっていただいていたわけでございます。残念ながら、6年たって河川管理者の方から河川整備計画原案の提示がなかったものですから、我々の利水・水需要管理の具体像を具体的に描けるというところまでには至っておらないのでございます。

こんなことで第1章、第2章を見ていただきますと、ここの第1章、第2章で総論的なことを書かせていただいております。水事業管理というのはどういうことを意味するものなのか、その概念把握と、なぜ今水需要管理が必要なのか、水需要管理の中身は一体どういうことをいうのか、あるいはどういう形で水需要管理を促進していくのかというふうなことを、部会で知恵を絞りまして作文をしているところでございます。

それから第2章は、水需要管理を促す5つの要因と、それから水需要管理の3本の柱ということで、具体的に水需要管理の中身をご説明をしているところでございます。ごくごく簡単に申しますと、現在淀川水系の水資源供給の状況を見ますと、河川管理者の施設操作管理、我々は聞かせてもらったわけですが、貴重な水資源が不用意に、むだに流されることなく、一定の効率的な管理、運営がなされているということがよくわかりました。また一方で利水者、水需要の立場から見ますと、阪神地区に水利権水量と実際の取水量の差を見ますと、大量の未利用水が発生しているということも明らかにされました。日量にいたしまして、約250万 m^3 に達する未利用水の発生がございまして、この委員会をやっている中で、利水者は工事中のダムから次々と撤退意向が示されてきていること

は皆さんご承知のとおりだと思います。

こういう状況に対しまして、河川管理者は一定の理解は示していただいております。ところが、一方で近年の水資源供給能力の実力低下、近年の少雨化傾向を理由にして、水資源開発に依存する水資源供給拡大をまだ心の中に、あるいは実際にもくろんでいる、すなわち未利用水を確認はしているんですが、利水安全度の低下ということを理由にダム開発を推進しているように我々には見えてしょうがないわけでございます。

このような状況で河川環境の整備と保全をうたう新河川法の精神は生かされるのかなと、従来の開発中心の姿勢から一歩も踏み出していないのではないかというふうな、懸念、危惧を持っております。今、淀川の利水管理体制は1つの岐路に立っているのではないかというふうに認識しております。従来どおりの水資源開発拡大の方針を踏襲し、これまでの体制の中で作業をしていこうという方向なのか、水需要管理、新しい方向に向かって第一歩を進んでいくのかということが今問われている我々部会では水資源供給拡大ではなく、水需要管理によって河川環境の整理と保全を実現するための節度ある新しい利水管理体制に向かって進んでもらいたいというふうなことで、3つの柱を挙げております。

1つは、水事業の将来予測を積み上げた供給管理、これはフルプラン体制といいます、フルプラン体制から水需要管理に重点を置いて水需要抑制を含めた総合的利水行政に転換するというのが1点でございます。

2点目は施設建設を中心とするこれまでの開発対応から、水源施設の運用の見直し、水利権の見直しと用途間転用、それから渇水時における水利調整等、新たな施設の建設によらない対応、この中ではソフトソリューションというふうに言っています、施設対応から施設によらないソフトソリューションに転換するというのが第2点の柱でございます。

それから第3の柱は、需要抑制によって生み出された、先ほどの大量の未利用水がございます。これは環境に役に立つ用水でございます。仮に環境用水と名づけますと、この環境用水に対して一定の環境負担、コスト負担制度の検討をしてもらいたい、こういうものを含めて水需要抑制を促進する社会制度を導入することでございます。

これまでのダム建設等の水資源開発を促進してきた水資源開発基本計画体制はおよそ50年、半世紀を経て、大きな貢献を残したけれど、一定の役割は終わったのではないかと、今後は開発の時代から管理の時代へ転換し、水需要管理による新たな総合水資源管理制度を創設して、方向転換をはかってもらいたいというようなことで1章、2章は総論的なことが書いてございます。

第3章でございますが、第3章は「淀川利水管理の現状と課題」ということで、各論を書いてご

ざいます。3.1から3.5まで、これまで委員会、部会で検討してきましたさまざまな利水問題を1つずつ整理して、我々なりの見解を述べてございます。例えば利水安全度については、利水安全度の低下が言われています。利水安全度は河川管理者も認めるように、まだ十分な検討がされていない。あるいは利水安全度の定義、その計算の仕方等々においても、まだまだ混乱が見受けられるというふうなこともございます。それから、異常渇水時の緊急水の補給ということにつきましても、いまだ検討の余地は十分残っていると。渇水調整あるいは大川の維持流量等々につきましても、まだ河川管理者にきちんとした体制をとっていただきたい等々ですね。

それから、水需要のソフトソリューションということでございますが、近年河川管理者の方も水需要の精査確認、水利権の転用等々をうたっておられます。しかしながら、こういうものが本当に具体的に水需要抑制につながった施策として取り組まれたかどうか、これはクエスチョンマークをつけたいというような感じを受けております。

河川法第53条、第53条の2につきましては、渇水状況時に河川管理者の対応の仕方が書いてございます。河川の情報を提供するとか、緊急時の水融通を円滑にするとか、渇水調整の早期化とかいうことが書いてあるわけですが、こういうことを具体的に施策の中に取り込んでいただきたいし、それは何のためにこういうことをやるかという、やはりむだな水を使わない、それから水需要を抑制して、もっとスリムな管理体制をつくっていただくというふうなことで、水需要管理のソフトソリューションということを整理して具体的に述べております。

3.3でございますが、三重県で伊賀用水の新規利水というのが現在挙がっております。これは、ほかの利水者が撤退を表明されたにもかかわらず、三重県は小さな水ですが新規利水を川上ダムに必要と言っておられますが、これについてももう一度考え直してもらおうということと、農業用水及び自然の自流水からの取水も考えてもらいたいし、それから先ほどダムのフォローアップにもありましたように、木津川水系には5つのダムが建設されて運用されています、そういうものの転用も考えて、ソフトソリューションの例題として取り組んでいただきたいというようなことです。

それから3.4、3.5は、それぞれ環境面において、今の利水体制はすべて大きなお金を投資したものであります。琵琶湖総合開発計画においても、ダム開発計画においても、利水者は大きな資金負担をしております。そして、毎年これのランニングコストも負担をしているわけです。これを環境用水として転用する場合には、何がしかの経済的インセンティブを与えるということが必要ではないかというようなことを書いております。

最後に、治水との関係で、琵琶湖の夏期制限水位と異常水位低下の関係とか、制限水位の柔軟な運用とかいうことを、我々なりの検討結果を整理して書いてございます。こういうことを含めて、

1章、2章の総論と3章の各論をあわせて読んでいただいて、これからの淀川水系の水資源計画のあり方、水資源管理のあり方、それから水資源開発に対する一定の方向転換というものを強く求めているものでございます。

ちょっと長くなりましたが、現在こんな、コンテキストで作業を進めているところでございます。まだドラフトの段階でございますが、10月31日に改定ドラフトを皆さんにお見せできるかと思います。

今本委員長

はい、ありがとうございました。この問題につきましては今朝も検討会を重ねてきたところですが、それに出られなかった方もおられますので、何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど私順番を間違えましたけど、審議資料3-1の「住民参加のさらなる進化に向けて」に移ります。こちらの方のワーキングについてリーダーの田中真澄さん、お願いいたします。

田中委員

田中でございます。住民参加における意見聴取反映ワーキングから報告説明をさせていただきます。

申すまでもなく、河川法改正され、16条2の4項、住民意見を聴取反映するために必要な措置を講じなければならないという法的なことから、これに基づきまして過去今までもいろいろと議論し、あるいはいろんな形で手法がとられてきているわけなんですけど、そのことも踏まえまして、非常に大事なこれからの川づくりへの大切な分野であるということから、住民参加のさらなる進化に向けてということで8月8日を皮切りに検討会を重ね、また作業検討会も重ねまして、9月19日には目次案を何とか皆で議論検討しまして進めてきたわけでございます。

目次案なんですけど、資料3-1を見ていただいたらわかると思いますが、タイトルは「住民参加のさらなる進化に向けて」。そして、その内容を大きく3つに分けまして、従来とられてきた今までの河川管理者の手法とその評価ということ。2は、これから住民参加のさらなる進化に向けてどういった手法があるか。それから3番目に、これは議論が大分重ねられたんですが、独立した3項として、社会的合意の考え方というのやはり取り入れていくべきだろうということで、このような目次案になりました。もちろん、最初に「はじめに」、そして「おわりに」と入っておりますが、少しその内容といいですか、議論が進められた経緯につきまして、ちょっと説明していきたいと思えます。

「はじめに」は、こういう住民参加というものがどのように、あるいはなぜ必要なのか、あるいは

はその意義というものも大事であろうということでございます。そして、「住民参加のために取られた河川管理者の手法とその評価」につきましては、過去その1に出しております意見募集、2の住民説明会、3が対話集会と3つに分けております。

意見募集につきましては、メールだとかはがき、ファクスなど、過去いろんな意見募集があったと思います。それに対する全体的な評価、そして各河川における個別的な評価をここで記述しなければならないと。

それから、2は住民説明会。これは従来、委員会以前あるいは委員会のとき同時にも進行しておりました住民説明会というものに対しても検証し、評価しなければならないと。

それから、3番目に対話集会。これは公聴会としての位置づけかどうかも含めまして、円卓方式あるいはワークショップなども含めましていろんな形で、これでよかったのか、あるいは足りないところがあったのか、あるいは改善点があるんやろうかというようなことも含めまして、ここで評価しなければならない。これも、全体的評価と個別的評価に分けて記述しなければならないということでございます。

それから2番目に、これは今までとられてきた今までのことについて、その手法と評価について記述すると。それから2番目、これからの「住民参加のさらなる進化に向けて」と、これは1、2、3と。1に開かれた住民参加のあり方、これは例えばサイレントマジョリティーの問題、どこまで議論を引き出して意見書に記述するかさまざまな意見がありますので、これも今からまだ議論の余地がいっぱいあると思っております。それから、対話集会の改善点はあるのか、ないのか、あるとすればどういう方法、開かれた形ができるのかということも大事かと思っております。

それから2番目、これがいわゆる意見聴取の方法、過去の方法もさることながら、やはり評価あるいは反省を踏まえながら、伝える、聞く、共有する、そして人々がどのようにすれば集まっていただけか、そういった方法も考えなければならないのではないかとということでございます。

それから3番目、意見聴取と反映の仕組みに関する提案、これはもう今進行中でございますが、いわゆる河川レンジャーの仕組みや組織など、それからこれも新しく議論しているところでございますが、専門部署の必要性、管理者側におけるそういった窓口、専門的な人たちの部署が必要ではないだろうかという意見も出ております。それから、第三者的なアドバイザー制度。つまり、これは住民意見をいかに整理し正確に反映させられるかといった、そういうアドバイザー的な役割をする制度も必要ではないかということでございます。

それから3番目、社会的合意の考え方。これはもう過去いろいろとさまざまな意見が出ているわけなんです、なかなか難しい問題でございまして、最初から目的とするものではないであろうと、

住民参加のプロセスの積み重ねから、みずから生まれてくるものではないだろうかというような形の意見が共通として出てきております。つまり、どのような形で、この社会的合意について共通認識ができるのかというところが今議論している最中でございます。

あと、「おわりに」ということで、つまりこれからは連携、協働、管理者側と住民、垣根を越えた連携、協働をどのように機能させ、具体化させていくかということは、今後非常に大事であろうということでございます。

一応、この目次案についてはそのような説明で終わらせていただきたいと思います。これからの計画といたしましては、11月15日に住民参加部会として公開会議が予定されておりますが、それまでに何らかきちっとした意見書案を作成して、それまで皆さんの一般の方あるいは委員会の委員の方々から意見をお寄せいただいて、11月15日の公開会議でさらなる議論を深めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。ただいま、目次の発表があったんですけども、委員の方にはその内容につきましてもある程度でき上がったものが既に配付されております。そういったものも念頭に置きながら意見を申し上げますが、河川法の16条の2の4項に、河川管理者は前項に規定する、前項に規定するというのは河川整備計画の案をといる場合ですが、その場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催と関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないという規定があります。

ですから、河川管理者の方からは、この委員会に対して、これのことを求められていると思います。つまり、16条の2の4で言う、「必要があると認められるとき」これは何なのかと、どういうときなのかということをはっきりさせる必要があると思います。それから「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とする、この反映させるために必要な措置とは何なのかということ、河川管理者の方から問いかけられていると思います。

今のご説明を聞いておられますと、どうも一般論的なところに終わっているのではないかなと思います。具体性がないのではないかと。こういうことで河川管理者の要請に答えているのかどうか、私は疑問であります。整備計画、まだ定まっておられませんけれども、とりわけ重要な事業計画があ

りますね。こういったことについての住民の意見の聴取とその反映の仕方について講ずべき措置は、そういう重要な事業計画個々に具体的に示す必要があるのではないかと、提案していく必要があるのではないかと考えております。

例えば、ずっとこの委員会で議論になっていますが、狭窄部の開削、これは上下流にとって大変な問題なんですね。当然、関係住民の意見なんていうのは、そこでくみ上げなければならない、あるいは参考にされなければならない問題だろうと思います。瀬田川の洗堰の全閉問題も大問題です。それから、淀川の河川公園でも、利用する側と環境の方の見方とは随分違ったところがあります。こういったことは、まさに大きなこの種のテーマであるのではないかと考えております。

したがって「さらなる進化に向けて」というお話であります。本当にこういった内容の目次をもって河川管理者の要請にこたえておるのかどうか、換言すれば、当委員会の責任は果たすることになるのかと、甚だ疑問であります。

もう1点は、社会的合意については、河川管理者は何も聞いておられないんですね。したがって、これはここにまとめるかどうかは別にしましても、特段これについては、私は必要性を感じないものであります。以上です。

今本委員長

ただいまのご意見に対してでも結構ですし、説明についてでも結構です。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

川上委員

ワーキングの委員の1人といたしまして、今の金盛委員のご意見、重々心に命じて取り組みたいと思います。社会的合意につきましては、平成13年の提言の中で、ダムに関しまして社会的合意に基づいてというふうに委員会は提言をしたわけですが、そのときに、この社会的合意というものについての十分な検討と、その内容についての明確な意義といえますか、それを河川管理者に伝えないままに終わっております。そして、我々は間もなく来年の1月末に任期の終了を迎えるわけですが、このままではやはり流域委員会側としても不満でございますし、また河川管理者としてもどのように理解していかかわからないということのままに終わってしまうので、この機会に、河川管理者からは強いて問われてはいないわけですが、委員会としてはある程度の見解を述べておきたいというふうに考えまして、このところで述べてはどうかというふうに考えているところであります。

今本委員長

はい、どうぞ。

西野委員

西野です。今のご説明を伺ってしまして、5年間住民参加部会をやっていろいろ議論してきた、その結果がどこにあるのかわかりませんでした。やはり5年間の議論の成果がこの中にあらわれてくる、具体的にどういう議論をするか、どういう議論がされてきたかという、それがこの意見書の中にあらわれてこなければ意見書を出す意味がないと思います。

今本委員長

内部からなかなか厳しい意見が出ておりますが、リーダーあるいはサブリーダーとして、いかがお考えですか。

田中委員

まことに手厳しいご意見なんです、の枠内で、今までやはり住民参加部会ですと提言してきた、あるいは意見を出してきたことを踏まえて、それに対する河川管理者がとられてきた手法も十分に議論して、何らかの形で今からまだ意見書の案をつくるわけなんです、5年間積み重ねてきたことを無にしないような、きちとした、やはり記述はしていきたいと思っております。

今本委員長

この件、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。社会的合意については、金盛委員の河川管理者からは求められていないという、その理屈は事実そうだろうと思います。

私は、その観点からではなくて、前にも検討会で一度申したと思うんですが、社会的合意について、平成15年12月に第1次の委員のところで住民参加部会の意見、その次に住民参加部会参考意見というものがあまして、それを私も今度の住民参加部会ワーキングの前にもう一度読ませていただいたんですが、これはかなりのレベルのものを書いていると思うんです。先ほど川上委員がおっしゃいましたけど、社会的合意とはというのをきちつ的を射てはっきりしたものに書くというのは、なかなか難しいと思うんですよね。ですから、これは と のところに重点があって、今までにやったことでまだ委員自体が満足をしてないので、ちょうどこの最後にくくりに入れたらいいというような感じで入れられたのではないかという気がするんですけども。

あくまでも、私は絶対あってはならないとか、なければならぬとかいうスタンスではないので

すが、あくまでも と のところへ、西野委員が言われたように有効打をとにかく打ち込むというところに重点を置いて、余力があれば社会的合意についてもという、その程度のことで考えたらいいのではないかと思うんです。以上です。

今本委員長

今の意見に対して、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。私もかなり責任がございますので、意見を述べます。

まず社会的合意です。ワーキンググループの中でのおおよその合意事項についてお話しいたします。

社会的合意という言葉は普通の合意という言葉と分けて使っているんです。ダム問題に関しては、社会的合意という言葉を使っているんです。それに関して、河川管理者が少し混乱をされました。児玉調査官が特に社会的合意というのはどういう意味なのかよくわからないとおっしゃって、私たちに投げ返されたんです。私たちはそれに対して、答えがあるかどうかは別個にいたしまして、答える義務があるだろうと思いました。それで河川管理者の要請だと私は感じたんですけれども。それを要請だと思わない限りは、私たちの委員会が提言だとか何とかはみんな要請でもないのかもしれないから、こちらが勝手にやっていることかもしれませんね。本来の法的な意味での要請ではないと思いますが、社会的合意というのは取り上げざるを得ないだろうと、この委員会でのくくりとしましてです。それが1つです。

もう1点は、西野委員がおっしゃった、住民参加部会での成果がここにあらわれないと、とおっしゃったんですけれど、実は住民参加部会は開店休業であるというぐあいにご紹介させていただいたことがあるんです。住民意見をいかにして聴取していくか、あるいはそれを反映させていくかというのは、提言あるいは意見書の中で一応は答えを出しているわけです。それを河川管理者は真摯に受けとめられまして、幾つか対話集会をおやりになった。あるいは、河川レンジャーなんかその1つだろうと私は想像しているのです。少し若干ずれる部分があるんですけれど、いずれにしても私たちの意見書の中で提案した部分でもありますので。

問題は、この種の問題はすぐに答えが出ませんので、河川管理者がおやりになったこと、どのように河川管理者が困って、あるいはよかったと感じられたか、あるいはさらなるものを提案してほしいとかというのを言っていただかないと、次に進めない。そういう意味では開店休業の時間を少し置かせていただいて、いよいよそれに対して私たちも対応していかなければならない時期に来ているので、急いで、来年の1月を目指して、河川管理者にその後どうなったのかと逆に聞きまして、

それを受けとめて、さらなるという表現でまとめられる部分があるのではないかとこのように考えて、ワーキンググループをお願いしているという経緯がございます。従来の住民参加部会の考えたことがさらにこの中に成果として入るかどうかというのは、また別の問題であります。あくまで、河川管理者がおやりになったことに関して総括をして、それだったらこういう方法があるだろうと、あるいは考えていたんだけども出せなかった意見があるだろうということで、それをまとめていただこうとしているところでございます。

今本委員長

はい、どうぞ。

村上興正委員

村上です。平成15年12月に意見書として、計画策定における住民意見の反映についての意見書というのが出ていますね。その中に幾つかのことが書いてあって、それを取り上げて、例の対話集会というのが行われたと思うんです。だから、そういう意味では、この部分をちゃんと河川管理者は意識している。だから、要するに、この提言以降どうなったんだと、評価をですね。ここに書いてある1番目のところは「河川管理者の手法とその評価」と書いてあって、これは当然河川管理者自身も評価するし、こちらとしてもそれを評価するという意味ですね。この部分がやはり、要するに試行を幾つかやってみた上で私たちはこう考えますよということなんですよ。ここがちゃんとしていれば、私はそれでいいと思います。

それで、社会的合意はやはり目標やと思うんですよ。目標をやっぱり書いてなくても、やはりそういうことを目指していることは確かですから、どういうことがあったら社会的合意と呼べるのかということは、目標設定としてやはり必要だと思います。だから、僕はそれを入れたらいいと思います。ただ、そここのところに余り凝ると、にっちもさっちもいけなくなったら困りますからね。言われるように と はこのとおりにして、今の段階ではこの辺ができることではないでしょうかという非常に暫定的なものだと、それを目標にやってみたらどうなるかという、次の試行をまたやるところの設定にしたらいいと思いますよ。だから、僕としてはこれで別に今までのことでいけるのではないかと、私はこの項目で賛成していますが。

三田村委員

ありがとうございます。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺田委員

寺田です。ちょっと、この住民参加に関する意見書を今の時期に、この委員会として取りまとめをする意義を再確認しておきたいと思うんです。もちろん具体的には、これは河川管理者の方から諮問事項の1つとして検討を要請されているということにももちろん基づくのですけれども、少し翻って考えますと、この委員会として発足の当初から提言作成までの2年間の間に、かなり住民参加制度についての議論を行い、提言内容にもそれを盛り込み、意見書を出しているわけですが、このことの意味をやはり全員で再確認をしたいと思うんです。

住民参加の制度と言われているものは、皆さんもご承知だと思いますけれども、やはり行政がよりよい計画づくり、適切な計画をつくる、よりよい選択をする、よりよい政策を企画し、その実行をするというための民主的な手続なんですね。このことは法理論的にもきちっと確立をされておりまして、根拠はもちろん一番さかのぼれば憲法にさかのぼるわけですが、これが決して根拠のない制度ではないということはもうわかり切ったことであります。

しかしながら、この住民参加制度というものは、実は内容が非常に多義でありまして、この内容を具体的にどういうふうなものを盛り込むかということについてはいろいろな考え方があるわけですね。これまで日本のいろいろな政策もしくは法制度の中で、住民参加制度というものはいろいろなところで個別の法律の中で具体化されてきました。しかし、これは押しなべて簡単に言うと、住民意見聴取にとどまっているわけです。つまり、住民に対して計画内容をあらかじめ情報を公開して、意見は聞きましょうというところまでは、どの分野においても至っているわけですね。しかしながら、住民参加というものの制度の寄って立つ根拠にさかのぼって考えれば、これにとどまっておったのではいけないわけです。やはり、もっと実質的な議論と意見反映というところまでいかなくはないのではないかとということが言われてきたわけですね。

今回、河川法の平成9年の改正の中で、やはりこれは今まで私は何度も言ってきましたけれども、やはり注目すべきは、先ほどこの規定16条の2の4項のご紹介がありましたけれども、ほかの個別の法律と違った規定の仕方をしているわけですね。これは先ほどちょっと読まれましたけれども、「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置」というふうな規定をしていて、ほかのいろいろの分野で現在実施をされている住民参加の制度、つまり、住民は意見書提出ができるとか、意見を述べることもできるかというふうな規定の仕方とは根本的に違っているわけなんです。

そうしますと、私も法律学者の1人として申し上げれば、やはりこういうふうな規定を置いて、住民参加制度を置いた河川法においては、どのような内容として住民参加の手続を実行すべきなの

か、どういう内容の意味を持たせるべきなのかということ、実質的に考えなくてはいけないということであり、これまでのような単に意見を聞きますよとか、意見聴取しますよということにとどまらない、もっと実質的な住民参加というものを、どのような具体的な方法によってそれが実行できるかということを探求しようということで、この委員会も検討し、また河川管理者の方もこれまでやってきたものを一段踏み越えて、この法の趣旨を最大限生かす方法として、意見反映のための具体的な方法について検討してほしいという諮問が出てきたと思うんですね。

これまで5年半余りこの委員会をやってきましたけれども、確かに先ほど部会長もおっしゃいましたけれども、途中で河川管理者がいろいろ、この委員会が提言し意見を出した1つの手法、すなわち、住民対話集会という方法を試行されるという中で、委員会の方としては、その実行状況を見てきたという状況にあります。しかしながら、来年の1月の任期切れまで、あとわずかしかありませんので、この間に、やはり先ほど西野委員がちょっと厳しくご指摘になりましたけれども、これは委員会としてやはりきちっとしたこれまでの検討を総括し、それから具体的にこの諮問に答えるために効果的な、もしくは実質的な住民参加というものを実現するための具体的な手法といいますが、そういうものを前のときの提言なり意見を発展させたものを出しておく必要があるということから、今この意見取りまとめをされていると思うんです。

したがって、きょうは項目だけの説明ではありましたが、先ほど田中リーダーの方からご説明になりました中の、大きい項目の2番目がまさにこの意見の中核でありまして、この中身はまさに請うご期待というわけで、この委員会の委員の皆さんも責任があるわけで、本当に役に立つ有益な意見というものを、やはり具体的に盛り込まなくてはいけないということは間違いないと思いますし、検討に加わっておられるワーキングの委員の皆さんもそのことは十分に意識をして議論されていると思いますので、これからこの内容をもう少し煮詰める段階で、少しでも具体的にわかるような形で、どういうふうな新しい工夫ができるかということですね、そういうふうなことをわかりやすく盛り込むという作業ですね、私もその一員でもありますから、ぜひやっていきたいと思えますし、この委員会として任期切れまでに、これは出さなくてはならないというふうに思いますので、そういうことを皆さんで再確認をしておいていただきたいと思えます。

今本委員長

この件、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

中村委員

中村です。私は、いろいろこのワーキンググループの取り組みに、サイドワンインからなんです

けれども関心を持っていて、きょうの議論の目次の 3 が一番重要なんだろうなと。ただ、この記述を今のいろんな議論を踏まえて変えたらいいのではないかと思うんですけども。趣旨としては、聴取意見の反映の仕組みづくりの問題ですよ。意見聴取と反映の仕組みではなくて、聴取した意見を反映する仕組みをどうつくるかということが、ここの項目ではないかと。そうすると、はっきりするのではないかなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

今本委員長

ぜひ、ワーキンググループの方で検討してください。

それと、こういった意見書は、ワーキンググループには原案をお願いしていますが、出すのは委員会としてです。ということは、委員一人一人が責任を持ってもらわねばならない。私はワーキングではないから知らないわ、では困るんです。共同責任ですので、ぜひ積極的に意見を言っていたきたいと思います。よろしいでしょうか、この部分は。

私は今までちょっと意見を言わなかったんですが、社会的合意というのは、これはそれを諮問されていないから入れる必要はないという意見には、私は反対です。私どもは社会的合意という言葉を使った。そのことでもって、この流域委員会が一部から批判を受けていることも確かです。ならば、どういうことなのか、それは私たちが提言を出すときに、社会的合意というのを十分に検討せずにその言葉を使ったということは当時から自覚しておりました。ですから、できるだけ適当な機会に、これはこういう意味だと、その当時に考えていなかったことでも今から思えばこうだったということを、やはりまとめて発表する方がいいのではないかと。

この委員会は、提言にしろ、いろんな面で河川管理者から求められることなく行動してきました。これが、この淀川水系流域委員会の特徴の1つでもあります。また、重要な特徴の1つでもあります。ですから、慣例にとられることなく、いいと思うことは大いに取り入れていきたいというふうに考えています。

もう1つワーキングからの報告がありますので、それを済ませましてから、また最後に議論する時間があればしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、水位操作のリーダーの西野さん、よろしくお願いします。

西野委員

西野です。水位操作ワーキングにつきましては、まだ目次案ができてない状態というか、今提示された状態です。それで、少しこれまでの経緯についてご説明をさせていただきます。

問題の発端は、琵琶湖総合開発事業が終了した1992年、瀬田川洗堰操作規則が制定されて、洪水期制限水位及び常時満水位が設けられたことにあります。この時点では河川法は改正されておらず、

水位操作規定制定に伴う環境への影響については主要な生物資源対策にとどまって、極めて限定的でした。1990年代半ば以降になりまして、洗堰操作規則に伴う水位低下が琵琶湖の生態系に大きな影響を与えているのではないかと指摘が寄せられました。例えばコイ科の魚類が産卵を阻害されているのではないかと、あるいは数週間から数カ月わたる長期的水位低下が頻発するようになった、あるいは南湖の沈水植物がふえた、あるいは冬期の浜欠け等です。

2001年2月に流域委員会が発足しましたが、この問題は当初から重要な課題の1つとして取り上げられ、流域全体の水位管理を検討する水位管理ワーキングも設置され、議論されました。2002年に委員会が中間取りまとめを発表して、水位管理について複数の代替案を検討し、期間を区切って試行的に実施すること、あるいは1度決めた管理でも思わぬ影響があった場合には変更することなど、順応性、可変性を持たせることが重要だと提案しました。翌2003年1月に新たな河川整備に向けての提言でも、河川法の改正の究極の目的は河川生態系の保全と回復であるというふうに述べています。そこで、琵琶湖水位管理に関しましては、水位及びその移行時期についての検討見直しが必要である、下流水位の変化速度等を考慮した瀬田川洗堰の望ましい水位操作、放流のあり方について検討する、洪水期制限水位の移行期に琵琶湖の水位を急低下させていることが生態系に大きな影響を与えているので、この水位低下速度を緩やかにすることについて検討する。冬場の降水によるヨシ刈りへの影響、浜欠けについて考慮する必要があるという提言をまとめました。

それを受けまして、河川管理者の方では琵琶湖の水位の試行を平成15年から始めました。その後ずっとモニタリングをやってきたわけですが、昨年2005年1月に水位の操作の意見書を委員会の方で提出しました。そこでは、現行の水位操作の試行は操作規則の範囲内であり、制限水位を保った状態に変わりはなく、水位変動リズムの回復や長期的水位低下が生じる可能性は高いままである、そのため夏期制限水位を現行の琵琶湖基準水位B.S.L. - 20cmから± 0 cmに引き上げることを提言しました。しかし、この時点では琵琶湖の水位操作の試行とそのモニタリング結果についての科学的評価は行われず、またB.S.L. 0 cmの根拠についても明確には示せなかったわけです。

その後、2005年7月から水位操作ワーキングが設けられまして、過去4回議論を行ってきました。本日この委員会の前に議論を行いましたので、計5回議論を行っています。それをもとにたたき台をつくりましたのが、資料3 - 3になります。

これまでの経緯から、ベースとなりますのは、1、2、3、4、5、6の4番ですね。4番及び5番というのが今後議論すべき内容となります。しかし、その前提となる事実関係等について、2番から3番について書く必要があるというふうに考えまして、この2番と3番を挙げております。2番は「琵琶湖および淀川本来の水位変動について」、3番は「琵琶湖および淀川の水位操作に関

するこれまでの経緯」です。それで、4番の「水位操作の試行およびその評価」及び「水位操作のあるべき姿についての考え方と問題点」が、水位操作ワーキングの意見書の中心になるべき議題となります。5番につきましては、環境、治水、利水・利用に分けられると考えまして、このところはまだ意見が十分煮詰まっておりません。6番につきましては「今後の水位操作試行の進め方と検討すべき課題」というふうに挙げさせていただいています。これにつきましては、次回11月13日の水位操作ワーキングで、ある程度のたたき台を提出したいと考えております。以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見ございませんでしょうか。

この水位操作ワーキンググループにつきましては、文字どおり西野さんが孤軍奮闘されておりますので、ぜひほかの方ももう少し力をあわせて、いい報告書ができるようにしていただきたいと思っています。

次が、その他ということになっていますが、ちょっと時間をかけて議論したいこともありますので、中途半端ですけれども、ここで休憩にしたいと思います。庶務の方、15分お願いします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、今37分ほどなので、ちょっと17分ほどになりますが、5時55分から会議を再開したいと思います。それでは、休憩に入らせていただきます。55分にはご着席いただくよう、お願いいたします。それでは休憩をお願いします。

〔午後 5時38分 休憩〕

〔午後 5時57分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは会議を再開していただきたいと思います。今本委員長、よろしく願いいたします。

4) その他

今本委員長

それでは再開させていただきます。その他というところで、私の方から相談したいことが3つあります。1つは事業中のダムについての意見書ということの取りまとめをどうするか、それから2番目はこの委員会の公開という問題を取り上げたいと思います。それから3番目として、次期流域委員会に対する今期の委員会の委員の方々の希望なり意見をお聞きしたいと。これは先ほどのお話ではないですけど、実は河川管理者からは委嘱されていません。しかし、これは自主的にやらせていただきたいと思っています。

まず一番最初、事業中のダムについて、これは既に方針が示されまして、3つのダムについては実施する、2つのダムについては当面実施しないという方針が示されました。

この委員会としては、昨年12月に調査検討への意見ということで一応のけりはつけているんですが、しかし当面実施しないとなったら、あとそれをどうすればいいのか、治水の問題、利水の問題、それぞれの目的があってダムが計画されたわけですから、それに対してどうすべきか、あるいは実施するとしましても現実に完成するまでに時間がかかります、その間どうすべきなのか。そういったことをこの委員会として、やはりこれまでいろいろと意見を言ってきた関係から、それなりの態度を明確にしておきたいと思うんです。

そのために、先ほどフォローアップのところでもダムワーキングをつくると言いましたが、そのダムワーキングがこの問題も扱ったらいいのではないかなと思うんですが、そのことについてのまず意見をお願いします。

はい、どうぞ。

荻野委員

荻野でございます。先ほど利水・水需要管理部会のご報告をさせていただいたんですが、そのときに第3章のところで「3.3 水事業管理のソフトソリューションの例題」という項目の中に、「三重県伊賀用水の新規利水」、これは川上ダムの関連の利水容量をどうするかということでございます。我々、ここで取り扱うにしては荷が大き過ぎて、これをやり始めるとほかのものがぶっ飛んでしまうというような感じのかなり重いものでございますので、できればこれはダムワーキングの方の下にワークチームでもぶら下げてもらって、そっちの方で集中的に審議していただけると大変ありがたいなと思います。

同時に3章のところで、「異常渇水時の緊急水の補給」というのもございます。これは丹生ダムにかかわることでございます。今朝ほどもこの問題も少しディスカッションさせてもらったんですが、この問題も丹生ダムにかかわる、それから琵琶湖水位にかかわる問題でありますので、頭はここにももちろん出させてもらいますけれど、内容、実質審議の方はダムワーキングの方にワークチームをぶら下げてもらえば検討しやすいかなと思います。時間ももう非常に切迫していますから、ぜひそんな方向で考えていただければありがたいと思いますが。

今本委員長

ほか、いかがでしょうか。そういうのを設置することを、はい、どうぞ。

川上委員

川上です。今、荻野委員から、この三重県の伊賀用水の件はダムワーキングへ、そして琵琶湖の

水位の問題に関しては丹生ダムのダムワーキングの方へというご意見でございましたけれども、この水需要管理というのを提案し実現していくために、この2つの問題というのは、この水需要管理部会のこの検討テーマである水需要管理ということに関して、やっぱり触れなくてはならない重要な課題ではないかと。これを抜いてしまったら、スパイスのないカレーのようなことになってしまうのではないかと私は思うんですね。ですから、丸ごと全部ダムワーキングに投げるということではなくて、やっぱり水需要管理という観点からどうあるべきかということは、やっぱり残していただかなくてはいけないんじゃないかと私は思います。

今本委員長

今のは、検討を一緒にやるという形でいいのではないかと思います。そういう意味で、当然利水・水需要管理部会ではその問題を取り扱います。

はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。その事業中のダムについてどうしようかということですが、ぜひやっていただきたいと思います。と申しますのは、去年の年末に河川管理者から7月に出された方針、それから調査結果について、意見を委員会としてまとめさせていただいております。これはこちらの勝手な予想であったかもしれませんが、2期の委員の間に当然整備計画原案なるものが出てきて、そのときにもう一度ダムについても詰めた議論ができるというふうに考えておりましたけれども、どうもこのままで行きますと、どうもではなくてもうその機会がありませんので、ぜひそういうことは委員会でやっていただきたいと思います。

今本委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

西野委員

ダムフォローアップというのは、現在のあるダムについて諮問されたものですね。今言っておられるダムというのは現在計画中のダムということでしょうか。それにつきましては既にダム意見書を出しているわけですが、それ以降、何か新たな情報があるとかあるいは状況が変わったということなしに、何を書けばいいのかというのがよくわからないんですが。

今本委員長

端的に言いまして、当面何をすべきかという問題です。例えば、丹生ダムと川上ダムについては実施するとなっていますけれども、完成するにはまだ随分の時間がかかると思います。天ヶ瀬ダム再開発もしかりです。そうすると、その間はただ単にこれまでのダムのできるのを待つのかどうか、

そういった問題をもう少しきちんとしておきたい。

例えば丹生ダムについては、高時川の樹木がかなり放置されていた、最近手入れされるようになりましたけれどもまだ不足ではないか。しかも、洪水というのはダムの完成を待ってくれません、いつあるかわかりません。そういう意味で、この委員会としてそういったところがちょっと欠けていたと思いますので、委員の任期、あと4カ月弱ですので、そういうこともまとめておきたいということです。

ほか、はい、どうぞ。

荻野委員

荻野です。今、西野委員がおっしゃったことですが、ちょっと前に事業進捗点検の意見というのを書きましたですね。その中にダムの項がありまして、ダムの項の中に既設ダムと現在工事中のダムについて意見を述べております。その中の川上ダム及び丹生ダムの要点といいますかエキスミみたいなものが、水需要管理の我々の検討項目として非常に重要なものであり、かつ水需要管理の具体的な取り扱いの、ここは例題と書いてあるんですが、として取り上げたいということで書かせてもらっているんです。

ただ、こういうふうに取り上げた途端に、やっぱり関係者の方の利害というものもございます。具体的にそういうものをきちっと煮詰めていこうとすれば、まだ結構かなり時間がかかりますので、ここでそれを拙速でやるのもなかなか荷が重いので、ダムワーキングの方でワークチームをぶら下げてもらって、そこで集中的にやってもらうのがいいのではないかなという、そういうご提案です。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺川委員

寺川です。私はちょっとまた違った視点で、できればぜひやっていく必要があるかなと思っています。そのダムワーキングですけれども。といいますのは、これは先ほども議論がありましたいわゆる住民意見の繁栄、あるいはその社会的合意というテーマがあるんですけれども、ことしの7月に、流域委員会の元委員で嘉田さんが滋賀県知事になったと。彼女はいわゆるこのダムの問題ですね、滋賀県では県営と国のダムを含めて6つあるんですけど、6つとも凍結、見直しということをその大きな争点に上げて勝たはったわけですね。ということは、それは滋賀県の住民といいますか県民の1つの民意、住民意見ではないかと私は思うわけです。

それは、前の国松という知事さんがおられたわけですが、むしろ流域委員会のそのダム見直しというような方針といいますか答申に対して、ぜひダムをつくってほしいという意見を国に対して出

されていたわけなんですけれども、そのあたりが滋賀県の場合は大分今回情勢が変わってきているというふうなことも現実にあるわけですね。

そういうふうな変化をこの流域委員会としてどういうふうに判断するのか、それは全く滋賀県のことであって我々としては関係ないということなのか、そういったことも含めて、どのように受けとめて我々なりの意見というものを出せるのかというあたりは、一定必要ではないかとこんなふうにいるんですが。そういった意味でもちょっとご検討いただけたらと思います。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺田委員

今の委員長の方のご提案に対して賛成をしたいと思うんですけども。もう少し積極的な意味でちょっと意見を申し上げたいと思います。先ほどのその他の3つの検討の第3番目の、来年の2月から発足予定の第3次委員会のことにも関連するんですけども、残すところもう4カ月なんです、我々の任期は。10、11、12、1、この間に何をやらなければならないかということ、やはりこの委員会としてはきちっと認識をして、そして作業をやらなくてはいけないだろうと思います。

きょうこの3本の意見書の取りまとめ、検討と取りまとめ状況、それからこれを完成させるというところが出てきたわけなんですけれども、そのうちの1つの、先ほど議論しました住民参加の関係は、これは河川管理者から示された諮問事項でもありますから、これはやはり責任としても出す必要があることは間違いのない事実です。

しかしながら、残りの部分も、それから今の委員長ご提案の事業中のダム、この実施までの間の何をやる必要があるのかというふうな残った課題の部分も、この委員会として我々の残る任期中に、これまでに検討してきたこと、5年半にわたりやってきた活動の1つの総括として、これを取りまとめおく必要があるだろうと思います。本来的にはこれは河川管理者の方が河川整備計画原案というものをもっと早くお示しになっておれば、それに対する意見としてさまざまな形で意見が言えたと思うんです。

しかしながら、現状においてはこれが我々の任期内に示されるかどうかは今のところは疑問であり、この委員会が意見を述べるという機会基本的にはないと思われま。そうしますと、これまでの6年間のこの委員会の活動は一体何であったのかと、法定計画としての原案に対する意見を述べる機会を失ったままで、委員の大半は多分、この新しい委員になることはないでしょう、多分、かなりの委員が変動になると思うんですね。そうしますと、この6年間の、やはり活動の成果といったら語弊がありますけれども、この間に我々委員会がやってきたことの総括をして新しい第3次

委員会に継承する必要があると思うんですね。

だから、これは委員会のやはり義務であると思いますし権限でもあると僕は思うんですよ。諮問があるかないかの話ではなくて、これは委員会の設置の根拠なんですね。やはりこの新しい第3次委員会に、この6年間やってきたことの真髄をやはり継承しなくてはいけないと私は思うんです。

そのためにはきょうのこの2つの意見書も、またこの事業中のダムについての検討並びに一定の意見も、ぜひとも残り期間短いですけども、一定の取りまとめを行って、そしてその第3次委員会に継承をする必要があると思います。それから、さらにはそのことはもちろん河川管理者の方におかれても、この原案の作成に当たって、当然のことながら大いに参考にしてもらえというふうに思いますし、その作業をぜひやってもらいたいというふうには私は思います。

今本委員長

力強いお言葉、ありがとうございました。ほか、金盛さんいかがですか、今のご意見に対しても結構です。

金盛委員

金盛です。今のお話ですが、おっしゃっているご意見は理解できますが、できるんですか。私は大変な問題だと思いますね。今、例えば代替案だとかあるいは暫定的にどうするんだとかいう話ですね、4カ月で私は正直言いまして見通しが立つのかどうか疑問でありまして、したがって取り組むのかどうかについてもちょっと疑問を感じております。まだちょっと整理しかねておりますが、例えばどんなところをどんなふうに進めようと、もう少し具体的におっしゃっていただくとその4カ月の見通しなどをできると思います。意気込みは理解できますけれども、その意気込みだけでついていけるかどうか、物ができ上がるかどうかについては疑問を持っております。

今本委員長

4カ月弱というのは、これは残された任期の長さであって、私どもは、このダムの問題というのは5年にわたって検討してきているわけです。ですから、どれだけのものができるのか、確かに大したものではなかったら、これはそういうふうに評価されるでしょうし、淀川の委員会というのはこの程度かとその力量を評価されるでしょう。私はそれでもいいと思うんです。この委員会はありのままの姿でありのままに評価してもらったらいいい。

特にそういうのをやることに反対という方はおられますか。

では、とりあえずやるということにさせていただきます。一応責任者を決めておきたいと思えます。丹生ダムについては、取りまとめですが私が担当します。大戸川ダムについてはきょう欠席ですけど澤井さん、この前の調査検討のときに取りまとめに当たってもらった方です。それから天ヶ

瀬ダム再開発については綾さん、お願いします。川上ダムについては川上さん、お願いします。それから、余野川ダムについては高田さん、お願いします。これの方の進め方ですが、経費との関連もありますので、これはまた後ほど機会を改めて相談したいと思います。

その次に、この委員会の公開という問題についてのご意見をお伺いしたいと思います。これ、実は今年度に入りまして、特に経費の観点から、公開の会議が少なくなっております。部会の数も少なくなっております。このことから、傍聴者の方あるいは一般の住民の方から見れば、委員会は何か隠れてやっているのではないかという批判も出ております。私どもは決してそういうつもりではないんですが、私はこの機会にできる範囲内で、経費を余りかけないで公開するのがいいのではないかと考えているんです。このことについて皆さんのご意見をお伺いしたい。

経費をかけずにというのは、例えばこの委員会ですと、きょうは100名余りの方が来ておられますが、普通の検討会などになりますと5名か10名ぐらいしか入れないかもわかりません。それでも私は公開した方がいいと思います。場合によっては資料も渡せないかもわかりません。しかし、資料等は後日でしたらインターネットを通じて見ることもできますし、経費的には何とかクリアできる、あるいはクリアするような方法で公開したいと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

本多委員

本多です。この流域委員会には多くの皆さんが、ご批判もあればいろいろなご意見をいただいたり参考になることをいっぱいおっしゃっていただいたりしていると思います。それは委員会に対する大きな期待のあらわれだと思うんですね、決して見捨てられているわけではないんだと思います。それは、この委員会がこのように公開し、それだけではなくて発言もちゃんとお聞きしてやっている、ここにやはりこの委員会の大きな要素があると思うんです。

それで、すべて公開できるかどうかというのは難しいことがあるかもしれませんが、今、次のスケジュールを見ましても、もう11月23日まで予定は決まっています、会場も確保されているようです。その中で、私は今本先生がおっしゃったように、確かに全員を入れることはできませんが、例えば大阪府がやっている委員会とかいろんなところがやっている小さな委員会の中には、定員を設けてその範囲内で抽選したりとかいろいろありますけれども受け付けているということがあります。今までの例から見ましたら、確かに5人や10人ぐらいなら、少し窮屈でも入っていただける可能性はあるのではないかというふうに思います。

一番大切なのは、その公開だけではなくて、やはり傍聴者の方から意見も伺うということがやっぱり大きな要素ではないかと思うので、できるのであればワーキングや作業部会、作業検討会

までは無理だとは思いますが、検討会レベルでは少し人数を限っても、部屋の許す範囲でやはり公開をするべきではないのかなというふうに思います。以上です。

今本委員長

ほかの方、はい、どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。住民参加部会をお預かりしておりまして、これは非常に気になっていたことでございます。といいますのは、私たち提言あるいは意見書で、河川管理者に対してこのように申し上げていたんです。それは、徹底的な情報公開をしないと信頼関係が生まれず、すなわち安心もそこから生まれずと随所書いてあるんです。

ところが、私たち委員会は費用だとかで、何か自己規制している。それが非常に気になっておりました。

そういう意味において、やっぱり住民参加の基本でもありますので、できるだけ公開していただきたいと思います。やり方は幾つかあるんだろうと思います、それは工夫して、運営会議等でお考えいただければいいんだろうと思います。

例えばここに、報告資料の1というのがございますけれども、この中で公開というのは余りないんです。多分きょう来ていらっしゃる一般住民の方々が、どのようなプロセスできょうに至っているのかなかなか理解しにくいと思いますので、できるだけ興味のおありのある方が参加できるような、そういうオープンな姿勢を私はとるべきであろうと、基本的に思います。できるだけよろしくお願いします。

今本委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

西野委員

西野です。水位操作ワーキングをやっていまして、今日午後1時に行ったものも含めて今まで5回開いたのですが、1度も公開しておりません。それは経費の問題が大きかったわけですけど、実際の水位操作の問題というのは、例えば琵琶湖の周りの住民の方であるとか、下流住民の方の生活に直接関連してくる部分もあるわけですから、やはりそれについてはぜひ公開をしていくべきだと思います。

今本委員長

具体的な公開の方法については、例えばこれまで公開する場合には2週間前に公表するとか、いろんな条件のもとでやっていたんです。私はそれは崩れてもいいと思うんです。3日前であったっ

ていいと思うんです。とにかく公開することが大事だと思います。そうなりますと、抽選だとかそういう手続も面倒でできなくなる。もう唯一先着順になるかわかりません。座るところもなく立ってもらいかもわかりません。それでも私は公開した方がいいと思いますので、どの会議をどう公開するかということについてはまた検討させていただきますが、できるだけ早い機会の、次回ぐらいから公開させていただきます。

一応きょうの運営会議で議論され、河川管理者が加わる会議はすべて公開と、委員だけが集まっているんな作業をするのは一応非公開としたい。それから運営会議だけは、これは原案に対する意見を言う会ではなく委員会の運営に関するものですので、これは従来どおり非公開とします。ただ、委員の方については、運営会議、密室でやっていたら困るということもあるでしょうから、委員の方は傍聴に来ていただいて結構だということにしてはどうかと思うんです。

では、具体的な方法はまた検討させていただいて、相談しながらやっていくということで、この問題はここまでにしたいと思います。

あっ、どうぞ。はい、済みません、どうぞ。

寺田委員

基本的に今の委員長の方の考え方で私もいいんですけども、きょうのその他資料を見ますと、検討会というのは委員のみによる会議、これは住民参加もそれから利水の関係も、きょう各発表がありましたようにかなり検討内容は進化してきているので、これは委員のみによる会議であっても公開をされてもいいのではないかなという気がしますので、ちょっとその辺の基準は、先ほどの原則としながらも、原則的になるべく公開をできるような形で検討いただくということでお願いをしたいと思います。

今本委員長

確かに、河川管理者と一緒にやるときも、一番最初に何をするかといったようなレベルのときもありますので、ある程度意見が煮詰まってからと思います。

はい、どうぞ。

中村委員

中村です。1点ですね、きょう確認して方向を決めておかなければ、今の公開の話も関係してくるんですけども、地域部会をどういう形で最終的にしていくのかと。私は事業進捗の評価というのは非常に気になっていて、これは部会直接のことでもあったのでかなりやってきたんですが、それぞれの地域部会で非常に重要なことは、まさに今テーマ部会といいますか水位、利水ですね、それから住民参加がやっていることは、そのまま本質的に地域部会の課題であって、その地域部会が

別途そういう課題を議論していったり検討していったり報告書を書くということはちょっと二重手間ではないかと。

ということであると、その最終的にはそれぞれのテーマ部会が1つのものに、もちろんテーマ部会の結論というのは出てくるわけですが、それはすべて関連するわけですね、水位の問題も利水の問題も住民参加の問題も関連してくると。そういうことを最終的に地域で報告し議論するということがあれば、1回で済むのではないかという気がするんですね。

そのかわり、その1回はやっぱりたっぷり時間をかけて1回やるということにすれば、当初計画していた地域部会分の労力、費用云々ということが少し変わってきて、多少今の議論に沿った形ででき得るのではないかなということを思いましたので、それはちょっときょうあたり決めておかなければ。基本方針ですよ、基本的にどう考えるかということとはちょっと議論して、ご意見を伺っておいた方がいいかなというふうに思うんですけど。

今本委員長

今の中村さんのご意見のことはこれからやるということで、公開ということはもうよろしいでしょうか。

では、そういう形で、何を公開するかということとはまた運営会議で検討させてください。できるだけ公開するようにします。

それから、中村さんが提起された問題について、どうぞ。

高田委員

高田です。先ほどダムの問題で一応リーダーが決まったんですけど、これは地域部会に非常に関係の深いものですね。それで中村さんが言われたのとこれとの兼ね合いといいますか、今までいろんな議論が出てた中で、ダムの問題だけを特化してそこで扱うというのもいいんですけど、それは地域部会に還元する必要があると思うんですね、その事業の進捗とかそういう問題で。その兼ね合いをどうしたらいいかという。しかし、時間の短さというがあるので、ちょっと何かうまい締めくりがいないのではないかなという気がするんですけど。

今本委員長

この問題は、それぞれの地域部会長さんが考えていただきまして、できるだけ足並みをそろえたいと思いますので、ご検討いただけますか。きょうはその程度にしておきたいと思います。

もう1つ、次期の流域委員会、これは当然河川管理者が決めるべき問題で、私どもは単に参考意見として述べるに過ぎないかもわからないんですが、端的に言いまして、これまでのスケジュールと比べて、河川管理者がどうも流域委員会を真剣に扱わなくなったのではないかと疑わざるを得な

い状況に現在陥っています。

例えば、この流域委員会の中の非常に重要な要素の1つであります委員の公募という問題、これを取り上げますと、これまでは8月に委員候補選考委員会が決まり、9月ぐらいからは具体的な公募の着手に入っていたわけです。ところが現在、10月に入ったにもかかわらずその動きが見えない。先日、正副委員長と寺田前委員長の4人が河川部長に面会いたしましてこの点を聞きましたところ、まだ決まっていないの一点張りで、何の方向も示されませんでした。

しかし、私どもは決める立場にはありませんけれども、前回は次期流域委員会はどうあってほしいという意見を述べて、これを参考にする、できれば反映させてほしいという手続があったものですから、今回も遅ればせなんですけれども、次期委員会にはどうあってほしいという意見をここで皆さんに述べてもらえないかと思います。

どなたからでも結構です。いかがですか、はい、どうぞ。

川上委員

川上です。淀川水系流域委員会は河川整備計画の原案に対して意見を言うというのが、これが本来の任務であります。その原案が出てこなければ、流域委員会は継続するというのが筋ではないかというふうに私は考えております。もし現在の第2次流域委員会を1月末で終わるといふのであれば、少なくとも我々が淀川モデルというふうに称していたこのパターン、まず委員の公募というのは原則として守られなければいけない、継承されなければいけないというふうに考えます。決して、私は委員として残りたいという意味ではございません。個人として。そういうことではなくてですね。

今本委員長

はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。川上さんと同じ意見ですけれども、世の中によく御用委員会という言葉が使われます。淀川流域委員会ではその委員の選考という点に、まずそのスタートですね、そこに非常に特徴があって、今までこれが注目を浴びた1つ、何も注目を浴びる浴びないはどうでもいいことなんです、これが素晴らしいことだったと思うんです。次期委員の選考について、過去の例から言いますと、この時期、既に始まっているのですが、現実にはまだ取りかかっていないということです。

それを変えられるおつもりで、候補選考委員会というようなものはもうよろしいというふうにもしお考えでしたら、そのところを何とかもう一度改めて、今までと同じような選考方法、候補者の選考委員会というその方法を踏襲していただきたいと。これは非常に強く要望しておきます。以

上です。

今本委員長

ほかの方、いかがでしょうか。

前回のときは要望事項として、例えば若手の人を起用してほしいとかあるいは女性を多くしてほしいとか、いろいろ言った記憶があります。だけど、人数を減らした関係から、非常にそれが難しかった面があり、必ずしも希望したからといってかなえられるとは限りません。

特に、今回の場合は、6年間やりながら本来の仕事をせずに去っていかざるを得ない人が多いわけです。もちろん、だれがどうなのかはわかりませんが、次に河川管理者がどういうふうになっているのか、今多分言えないでしょうね。決まっていれば披露してほしいんですけどね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。おっしゃるとおり、まだ決まっておりません。現在、先ほどおっしゃったとおりですが、委員選定の作業とかあるいはその他の準備作業、まだ始まっております。それはこの前も申し上げたとおりでして、どのようにしていくのかということについての検討を今内部的に行っているという状況です。

今本委員長

おこなっているという自覚はありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

おこなっているということではなく、まだ決めることができないというふうに考えております。だからこそ、今検討を続けているということです。

今本委員長

わかりました。真剣に検討してくれていると思いますし、まだ話す段階にないと思いますので、これ以上は追求しないことにします。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。今の問題ですけど、6年間のこの流域委員会の活動を一番、整備計画を作成するという立場から見てこられたのは、国土交通省のここに参加された方ではないかと思っています。だから、その整備計画をこれから出てきて示されて、それをいろいろ意見を出す、これが委員会の立場ですから、その委員会のメンバーがどういうメンバーがいいのかということは、この6年間のこの場のいろんな構成がありますね、1次、2次の。そういった議論を踏まえて国土交通省の方で人選なさったらいいのではないかと考えております。もう全面的にお預けするというのが私の意見です。

村上興正委員

委員会に参加するという事は、やっぱり出席するというのが前提だと思うんですね。それで、せめて出席できねば、いろんな活動に、原案作成に参加したりですね、そういったことは最低限の義務やと思います。その辺のことがどのぐらいの活動をちゃんとしたのかというのが、僕は評価の基準やと思うんです。それをやはり考えてほしいということと。

それから、うわさでは何か70定年で機械的に切られたみたいなおられるような感じがするんですが、アクティブにちゃんと働いていて、ちゃんと委員としての責務を果たし、十分な機能を果たしている人をそういうことでやめさせるというのは、僕は非常な損失だと思います。だから、そういうところでちゃんと基準を、そういう年齢みたいなことの一律なもので決めない、ちゃんと中身を評価してほしいのが希望です。

やはりそういうことはすることができると思うし、するべきだと思うんです。その辺のことを私としては希望します。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺川委員

私もやはり流域委員会はぜひともしっかり継承していただきたいという意見なんですけど。それは、いつの時点だったかわかりませんがフロー図ができていまして、これまで、先ほどから出ていますように6年間積み上げてきたわけで、最後の今、河川整備計画原案を整備局の方でつくっておられると。これが出た後、流域委員会と、それから公聴会開催等ということで意見を出すことになっているわけです、今後の進め方の中で。その流域委員会がいまだにその時期、委員会の構想というか、それがはっきりしないということは、これまでの経過からいってもちょっとおかしいのではないかなと言わざるを得ないわけで、その辺についてはやはり流域委員会としてもきちっと、特に公募を含めて委員会をしっかりとやらしてもらおうということにするのであれば、速やかにそういう準備にかかっていただいて、その継続性を担保していただきたいというふうに思います。

寺田委員

寺田です。私の場合、この委員会発足に先立つ準備会議、それから第2次委員会発足の前の選考委員会の委員、両方とも関与したという立場で、少し意見を申し上げたいと思うんですけれども。

特に、第2次委員会の発足の前に、委員会の内部で、第2次委員会の発足に向けて、委員会としての考え方というものを委員間で議論をし、それを河川管理者の方に示させていただきましたよね。第1次委員の方は記憶されていると思うんですけれども。それで、あのときに示したルールという

のは、これは大変つらい中で決めたルールなんですね。

当初53人で発足し、途中1人欠けて52人になりましたけれども、この大変大きな組織というものを、第2次委員会では、これは予算的な問題もあり、また活動の活発化という点からも、やはりもう少し小規模なといいますが、規模を少し小さくして、小回りのきく、また実質的な意見交換ができるような、そういう適正な規模にするということを、みずからこの委員会からも提案をしたと思うんです。ということは、第2次委員会のときには、半分以上の方が新しい委員として選任されないということを、委員会みずからがそのルールをつくったわけですね。

それから、新しく生まれる第2次委員会の委員として残る一つの基準といいますが、そういうものとして、やはり余り何期もやらないということや、新しい活力を注ぎ込まなければ、どんないい組織もなれ合いになってしまうということから、これは2年ごとの任期ですけれども、3分の1ずつぐらいは新しい委員が入るというふうな、一つの目安といいますが、それから今ちょっと出ました年齢的なことも、70というふうな目安をこの委員会の一つのルールとして、この委員会みずから河川管理者の方にお示しをしたと思うんです。そういうことを人事権を行使する立場としての河川管理者が一つの参考にされたことは、これは間違いないと思うんです。それで、選考委員会においても、もちろんそういうことを頭に置いて選考を行ったはずなんです。

それで、そういう基準というよりも、もっと大事なことは何かといえば、この委員会が培ってきた伝統といいますが、これは労をいとわない、みずからが筆をとる、他人任せにしないということだったと僕は思うんですよ。やはり徹底的な議論を行い、また住民の皆さんからも意見をいただき、河川管理者との間でも十分に議論をして、よいものをお互いにキャッチボールをしながらつくり上げるんだという、こういうふうな考え方というものが少なくともこの第1次委員会のときの、この流域委員会の神髄であったと僕は思うんですね。それが第2次委員会に僕は継承されたと思っています。当然のことながら、第3次委員会はこの神髄を継承しなければなりません。そういうことを河川管理者は十分自覚をしてもらいたいと思います。そういうことが継承できるような第3次委員会をつくってほしいと思うんですよ。

だから、だれが残るか、そんなことはどうでもいいんですけれども、少なくともそういう神髄が継承できるような委員は残してもらいたい、きちっと。そして、その新しい委員もそういうことを共有できるような委員を選任してもらいたい。こういうふうなことは、やはりこの淀川水系流域委員会というものをつくり上げた、この河川管理者とこの委員会の共同責任です。これをぜひとも頭に置いていただいて、速やかに第3次委員会の新しい設置に向けた考え方というものを示してもらいたいと私は思います。

今本委員長

ありがとうございます。

何か河川管理者側から答えることはありますか。よろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。先ほど申し上げたとおりでございます。特にそれ以上申し上げることはないです。

今本委員長

私どもから見ていると、最近河川部長は全然この会に顔を見せないですよ。これも委員会側からすると、なぜなんだろうと、それは皆さんにお任せしているといえはそうかもしれませんけれども、余りにも最近、そういう面でも変わり過ぎているという、不信感とまでは言いませんけれども、そういった感じは払拭できませんね。では、この件はこれで。聞いてもらうということですので、ぜひ参考にさせていただければありがたいと思います。

次、一般傍聴者からの意見聴取に移らせていただきます。ご意見のある方、ちょっと手を挙げていただけますか。

あっ、済みません、どうも、はい。

寺川委員

寺川です。今の参考にさせていただきたいということですが、委員会として、できればきっちと、河川部長さんがいいのか、整備局長さんがいいのかわかりませんが、そういったことをやはりやってくださいというような意見書をまとめて出していただくとか、そういったことは、そこまではすべきではないというか、考えることはないんですかね。そうでないと、きょうお見えになっている方が今の議論だけでどうなのかなというのはちょっと気になるんですが。

今本委員長

運営会議で検討させてもらえますか。何らかの形で対応するようにしたいと思います。

寺川委員

ちょっと適切な何か方法があれば、この委員会の意向をぜひきちんと伝えていただきたいと、そういうふうに思います。

今本委員長

そうですね。わかりました。何らかの形でそうできるように、するように、方法はちょっともう少し時間を下さい。ちょっとお待ちくださいね。こちら側はありませんか。こちらサイドよろしいですか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

今本委員長

では、少数のサイドから、はい、どうぞ。今、手を挙げられた方はすべて必ず時間内に発言していただきますので、よろしくをお願いします。

傍聴者（増田）

箕面から参りました増田京子です。ご苦労様です。

数点あるのですけれども、まず最初に、今ありましたけれども、次期委員会についての私が聞いている感想なんですけれども、今拍手をさせていただきましたけれど、委員会そのものをする気があるのかどうかということが私はちょっと疑問なんですよね。ですから、本来なら、その整備計画に対しての意見を言うのが流域委員会であったはずですから、当然継続されるものだと思うんですけれども、まず私は、流域委員会はきちっと継続されるのかどうか、その確認がいただきたいことと、それから公募とかいう件もそうなんですけれども、半数以上の方は委員としては絶対に残らなければいけないと思います。そうしないと、前、1次から2次になるときもそうだったんですけれども、今までの経過を御存じない方がたくさん入られると、また振り出しに戻ってしまって、貴重な時間をむだにするのではないかと、貴重な税金をむだにするのではないかと思いますので、その辺もきっちりご検討いただきたいと思います。

それで、これはもう1月に任期が切れるということですので、今、今本委員長の方が、運営委員会で河川管理者にどういうふうにして質問するか、要請するかという話がありましたけれども、本来なら、もう時間を切って、いついつまでにきっちり返事をしてくれということは言わなければいけないと思うんです。1月に任期が切れるのに、10月の今、何も言われていないということに関して。ですから、これは不信感というよりも、きちっとした仕事をしてないということになると思いますので、それはせめて10月いっぱいその返事をくれと、これは私からも要望したいと思います。

それで、公募の件ですけれども、この淀川モデルというのは、本当にこの公募がよかったことですので、絶対に公募は抜くことはできないと思います。

それと関連してくるのですけれども、住民参加のさらなる進化に向けてという点で、ちょっと私は意見を言いたいんですが、住民参加という、これも私は河川法が変わって環境が入ったということと重なって、これは大きな、本当に今までにない形であったということは常に評価してまいりました。ですから、この住民参加のあり方についてはきっちり議論をしていっていただきたいと思います。

今、制度的にはいろいろ市民が意見を言う場というのはあるんですよね、確かに。でも、土地区

画整理事業で事業を開始される時なんか、縦覧とかあって、市民の人が見られるようになっていますが、ほとんどの方はそれを御存じない。それから、私は環境アセスも、この水と緑の健康都市の開発なんかに書きましたけれども、ほとんど住民の方はそういうシステムというのを知らないんですね。知らないあんたらが悪いんだという形で、ちゃんと行政としては手続を踏んでいるんだから、住民の声は聞いたよというのがこれまでのいろんな開発や公共事業のやり方やったと思うんですけれども、この淀川モデルはそれを一步も二歩も進んだものだとして評価してきました。だから、お金もかかっているということですが、これは民主主義のコストだということで、評価をしています。これが何というか、これからの重要な淀川モデルの大きな利点なんですから、これをさらにきっちりここに書いていただきたい。

それで、社会的合意についてというのがありましたけれども、社会的合意のあり方を出すのがこの住民参加の部会の、私は結論だと思うんですよ。今までやってきたことがどうだったか、さらにそれを進化させたらどうなるか、それで社会合意をどう得ていくかというところまで書かなければ、私はその住民参加の形というのはできないと思うんです。

ただ、その社会的合意というのは私は非常に難しいと思います。例えば100人に聞いて51人が反対したからそうするのではなくて、やっぱり民主主義というのは多数決じゃなくて、そこに至るプロセスだと思いますので、この社会的合意というのは、一つは哲学的になるかもしれませんが、きっちりとこの淀川モデルで出されたことを検証して、どうやってやったら本当に社会的合意が得られるのかということを引きちと検証していただくことが、この流域委員会のあり方だと思いますので、最後までその辺は、本当に難しいことだと思います。これまでの法律のあり方も変えていく、そして新しい住民参画を進める一つの大きい方向性になると思いますので、本当に難しいと思いますけれども、しっかりと委員の皆さんで議論をしていっていただきたいと思います。以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。

では、浅野さん。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。今のお話の中の、次の委員会のメンバーの件ですが、これはいわゆる河川整備計画原案の審議ができるように、現在の全員を再任するよう求めます。

それから、違う話に入ります。本配付の「参考資料1」の中に、No.717『全ての生の為に川上ダムを止めよ』という意見を上げています。ことし6月、環境NPOの人たちと「前深瀬川環境探索ハイキング」をしたり、地元団体の水質調査に連携し、その結果に強いショックを受けました。

木津川最上流の一部で、「きれいな水源地域」と思い込んでいたのに、驚きの汚染水でありました。水生生物簡易判定で「やや汚い水」、パックテストで「COD（化学的酸素要求量）8 ppm」。2001年、2002年に実施された「木津川流域一斉水環境調査」でも、既に川上川とともにワースト上位にランクづけされていたのです。これは直接的・間接的に「川上ダム建設事業実施」と無縁ではありません。

一例を挙げると、「ハーモニー・フォレスト整備事業」。一昨年、工事中に見学したとき、遊歩道にパークチップが埋められ、まかれています。よくよく見ると、ベニヤ板にエナメル質塗装がされた細片です。赤、黄、青のカラフルなチップであります。これは看板、広告板、学校や公民館などの掲示板を破砕したものではないかと思いました。公共事業の「ダム関連工事」でさえこのようなありさまです。産廃の違法投棄なども指摘されています。ダム事業者は重く責任を受けとめ、汚染源の追及を含め、その対策を実行する責務を認識していただきたい。

次は高山ダムです。現在、4基の曝気装置で水質浄化に努めているといいますが、全く効果が上がっていないのは、既にわかっていることです。8月中・下旬に3度、ダムサイトから治田川出合いまで観察調査を行いました。ある日は標高111m水位で湛水の少ない状態でした。そのためか、水面下50cm程度の透明度が生まれていましたが、曝気で吹き上がる水は緑色を含んでいます。「アオコ」です。高山大橋付近の装置がつくる波紋は赤色をしています。「赤潮」でしょう。そのほか、重金属、化学物質、ヘドロで高山ダム湖は重症です。これを解決するには、「ダム撤去」あるいは「治水専用ダムへの変身」しかありません。（勿論、有害蓄積物の完全撤去と無害処分の上で！）

利水は大阪府と兵庫県内の水道水 $5 \text{ m}^3 / \text{s}$ 、日量にして43万2000 m^3 、そして発電所ですが、最大でも6000kwと小規模。京阪神の水余り状態は、淀川水系だけで日量250万 m^3 以上とされています。関西電力も、電力自由化の中で、コストの高い小規模発電所が邪魔になっています。高山ダムの貯水を廃止することが、すべてのむだをなくし、ダム湖周辺を含めた環境回復のための必須条件であります。

月ヶ瀬地域は高山ダムのおかげで「月ヶ瀬梅渓」というすばらしい自然美景観をなくし、落ち込んできました。私は今、奈良市に対し、市民企画事業として、世界文化遺産「月ヶ瀬梅渓」創造事業を立ち上げるよう提案しています。もとの五月川に戻すことが「世界文化遺産」登録の条件ともなります。過去を知る全国の人々と地域住民大半の希望は、「月ヶ瀬梅渓の復活」であることを皆さんにも知っていただきたいと願っています、以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。

では、その横の方、はい。

傍聴者（近藤）

木曽川水系揖斐川の流域から来ました近藤と申します。木曽川水系フルプラン、20年の格闘ということがありますので、ちょっときょう、利水・水需要管理部会から一定の方向性が出されて大変うれしく思っています。その件に関して、ちょっと重ねた形になるかもしれないですけど、2点に絞って言わせていただきたいと思います。

1つは、きょう淀川フルプランの話が出たわけですがけれども、淀川水系フルプランについて、全部変更という話は平成13年に出ている、平成14年10月に各府県に水需給想定調査票が国土交通省水資源部から発出されています。しかし、丸4年たって回報がない。この状態そのものが私は異常だと思っています。しかし、いろいろ事情があるというのはあるけど、一定おかしいなというふうに感じています。そのことはこの委員でもあり、同時にフルプランの委員でもある方もいらっしゃるんですから、気がつかないはずはない。

そして、一方で、2003年8月に独立行政法人水資源機構法施行令ができて、18条から42条、いわゆる撤退ルールと言われているものです。それによりますと、利水者が水資源開発事業から撤退したいというふうに決めれば、公文書の水資源機構に送れば、そこで撤退ルールを発動するというふうに、私はその水資源機構施行令のその責任担当課であるところから聞きました。

一方で、例えば大阪府なんかは早くから丹生ダムからの利水撤退を表明していながら、その公文書は発出されていません。さまざまに事情があり、調整が必要だと、行政だから一方的に勝手にやるわけにはいかないというのは、私はわからないではありません。しかし、きょうの住民参加の問題も含めてですけれども、そこについての情報公開、透明性、そして説明責任が果たされているだろうかということが非常に気になります。さまざまに難しい問題がある、では何がどう難しいのか。ここが明らかにされないで、いわば4年間ふたされてきたのではないかと。

それは多くの住民は、一方で地域の有権者としてさまざまな投票行動等もするわけですがけれども、そういったときの情報として知らされていないまま、ある意味では間接民主制下の投票行動を行っているわけですね。それはそれで間接民主制下の投票行動、そこで選ばれた議会、首長の意見というのは非常に重いと思うんですけれども、これはさっきの方がちょっと民主主義のプロセスという問題も言われましたけれども、十分な情報を知った上での投票行動であるのかどうかということが実は問われている、そういう意味では、利水者総撤退でありながら、いまだに白紙に戻らない、不思議な水資源機構ダム・丹生ダムというものに関しては、私は十分な透明性、説明責任というものを行政の方が果たしていただきたい。

そして、どうもこれは河川管理者とは一定違う水資源部の方ともかかわるらしいのですけれども、私たち住民というか市民、国民からいいますと、国土交通省の河川局と水部との間に壁ではなくて道路があるという話がありますが、そういうことであっちとこっちは違うんだと言われてもようわからん。ここはまとめて十分に説明されるべきだと思っています。それが1点です。

それからもう1つ、やはりこの利水・水需要に関係するんですけれども、新たにどんどん開発していく、水資源開発促進法という名前はもうちょっと古いだろうというのはだれでも思うと思うんですね。それはそれで、そうはいつでも水需要管理というか、そういったものが必要なんだろうと思うんですけれども。今、そのところで、非常に問題になっているのは、異常湧水が頻発しているという問題です。確かに、前に計画が、当初の計画というんですかね、フルプランやなんか立ち上がったころの当初に比べて、いわゆる異常湧水が頻発している、あるいは異常気象だというのは一定そのとおりだと思います。

そのとき、しかし湧水とは一体何なのか、取水制限があれば湧水なのか、10分の1というのは妥当なのか、それから淀川で本当に2分の1なのか、木曽川で本当に3分の1なのか、そして維持流量は妥当なのか、こうしたことについての十分な専門的議論はされていないのではないかという気が私は若干しております。これは大変難しい問題があるというか、私は10年間かかっていて、まだ木曽川水系よくわかっていません、正直言って。しかし、議論するからには、十分な専門的意見も含めて議論していくべき重大な問題だろうと思っています。どうかこの点で、私は木曽川水系ですから、木曽川水系から物を言うんですけれども、やはり水資源開発の問題、そして異常湧水の問題で本を4冊も上梓されている金城学院大学の伊藤達也先生を私は推薦したいんですけれども、そうした方のご意見も含めて、専門部会であればそういったことも、次の委員会に引き継がれるのかもしれないけれども、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

今本委員長

はい、ありがとうございました。

では、次の方。はい、どうぞ、後ろ。いやいや、もっと後ろ、はい。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうは住民参加の部会の検討結果を聞いたんですけれども、そのことに関して、まず気になっているのは、やはり最近、整備計画の流域委員会で、住民を締め出す傾向があるというふうなことを聞いております。淀川水系流域委員会も余り実情は変わってないのではないのでしょうか。

まず、第2期の委員のことなんですけれども、第1期、55人の委員の中で地域の特性に詳しい委

員は16人です。そのうちで継続したのはたった4人です。残りの12人はすべて委員を退いています。それに対して、新規に地域の住民連携として加わった人はたった1人です。一方で、これからは河川工学の知識が重要だからということで、河川工学者をふやしました。第1期の河川工学の委員は6名、そのうちの2名が退き、4人が継続しています。それに対して、新規でふえている委員は6人です。新旧合計して10人の大勢力になっているわけです。

ところが、その中の既に1人はもうやめておられます。また、きょう3カ月経過して、3カ月ぶりの委員会であるにもかかわらず、そのうちの5人の委員が欠席です。しかも、もともと余り出席率はよくないです。中の3人は継続の委員でありながら、6年間、出席率はよくない状態です。それで河川工学者が必要だという理屈が成り立つんでしょうか。実際には機能してないじゃないですか。予算のために委員を減らす、これはやむを得ない事情があると思います。けれども、これが公平な委員選考と言えるんでしょうか。十分機能しない委員を幾らふやしても意味がないんじゃないでしょうか。

せっかく住民参加についてこれだけ真剣に検討されていても、整備計画に加わる流域委員会に、流域委員会の委員になるということが一番の住民参加じゃないんでしょうか。委員として流域委員会に住民の代表の委員を残せないのでは、住民参加の道筋を絶ってしまうことにならないのでしょうか。

また、河川管理者は1月の任期切れのときに、どんな委員構成にするのか、そのことで本気で住民参加をやろうとしているのか、意見を聞きおだけで本当に取り組む気がないのか、その評価が下ると思います。そういう意味でも、真剣に住民参加の道筋を絶たないような流域委員会を選考してほしいと思います。覚悟して臨んでください。監視している人間がいることを忘れないでほしい。よろしくお願いします。

それと、きょうはウォッチャーズを久しぶりにつくったんですが、ちょっと体調が悪いので手配りができませんでした。庶務の方が委員の冊子の中に、意見書の参考資料の中に入れてくださっているんで、愛読して下さっている方は目を通していただけるとうれしいです。ありがとうございました。

今本委員長

ほか、はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

桂川流域の住民の酒井です。久しぶりの流域委員会ということで、いろいろ公開、非公開の意見も出ました。これは委員長にお願いがあります。各委員の方も、しっかりその辺のところは考えて

ください。国交省、河川管理者のみなさま、私たち傍聴者、住民ないしNPOが、真剣にそれぞれの地域で、いろいろ住民の意見というのを言ってきたわけです。それで、本日もいろいろな発言が出ています。膨大な資料もあります。今日、新しい調査官が見えました。簡単なあいさつだけで終わって、途中コメントを挟んでおられますが、全く誠意がない、委員長が言われるとおりです。

今までの議論で次期の委員会のことでもそうです、なぜ現時点でそうなっているのか、これは国土交通省本省からの指示ですか、みなさんも御存じですが、本省で河川整備基本方針検討小委員会がやられています。ここに金盛委員、京大の防災研中川さん、きょう欠席されている池淵委員とかが参加されておられます。その審議の内容というのは、議事録は公開されていますが、地域住民にはよくわからない。今後の、委員会のことで議論が出ていたわけですが、狭いところに傍聴者が立って傍聴を聞く形式で、全国河川の整備計画が次から次へと決められています。

近畿地方整備局河川管理者が淀川水系流域委員会でやっていくのか、今日も各関係自治体が見えています、各ダムの所長なり関係者がいます。一体全体あなた方は意思決定ができないのか、物を言うなど言われているのか、どうなのでしょう。「将来の川づくりについて」住民の皆様にご協力をお願いするとか、いざ河川はらんや災害が起これば協力してほしいというようなことで、河川管理者は管理者なりの住民集会をやってこられました。こういう状態で、いいんでしょうか。きょうあすも地震も来るかもわかりません。河川の災害が起こるかもしれません。議論が進まないまま、一体新しい、特に調査官、今まで、各委員、浅野さんほか傍聴者の発言についてぜひ教えてください。何度も言いますが、それがあなた方が国民、住民に説明する仕事なんですよ。ほか、まだ言いたいことがありますけれど、もう1点だけにします。

ダムのフォローアップの制度についてですが、平成14年7月24日国土交通省河川局長からダム等管理に係るフォローアップ制度の実施についてですが、先ほど河川管理者の方から、5年ごとでやると、それで各報告を待っている、それがまだ集まってない。平成14年度からそういう制度が決まってあって、やることもわかってあって、これは河川管理者側の特に新しい審議官はダムの管理手法がわかっているのかしりませんが、そのことで私も京都桂川日吉ダムのことで意見を述べています。ダムのホームページを開いてもらうたらわかりますが、日吉ダムの所長の意見だと思いますが、流域委員会に早々に報告します。書込されています。後何ヶ月かかるのでしょうか、その中身についても、私、きょう持ってきましたが、「ダムの管理例規集」国土交通省河川局河川環境課監修、財団法人ダム水源環境整備センター編という18年度版、これ出てますよ。あなた方、これ読んでいますかね。環境委員会なり前回の委員会で、フォローアップについて資料は出したとおっしゃっていますが、環境委員会の意見も出てこないじゃないですか。なぜ、この報告書が

出せないんですか。そんなフォローアップ制度を幾ら求めてみたって、モニタリング等、いろいろダムにかかわる環境の問題、上・中・下流域の住民の意見、いろいろな問題、浅野さんからの意見もありましたよ。その辺のところ、今、時間も過ぎていますが、河川管理者の短いコメントでも結構です。発言して下さい。河川管理者が仕事を放棄して、一切、本省の審議に任ずということですか、近畿地方整備局の存在価値というのはないじゃないですか。そういう河川整備計画、方針なら河川管理者、各河川事務所の所長、職員は要らないと思います。国民、住民から批判されると思います。以上です。

今本委員長

はい。ほか、ございませんでしょうか。では、あと1人。ちょっとお待ちください。ほか、おられますか。はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田です。時間が押してますので簡単にしておきます。きょうの「一般からのご意見」のところに2つ載せているので、それは見ておいてください。

それで、私は会議の傍聴、そしてその発言を認めるということは、住民参加の一つの非常に重要な形態だというぐあいに思っています。それで、この間、会議が非公開になってきた、その理由は経費が理由だったということで、非常にきょうも再びびっくりしています。

それで、経費が何ほ理由でも、例えばここに参加されている方、住民の方は一体何人いるんですかということをおは言いたいんですよ。ほとんど少ない。国土交通省の関係者が当然出席されて勉強されるのはいいことだと思うんですけども、そこを精査すれば、何ら大きな会場は要らないというぐあいに思いますので、ぜひ、先ほど、公開の方向でやりたいということだったので、そのことをお願いしたいというぐあいに思います。

それで、もう1つびっくりしたのは、第3期流域委員会がどうも危うい状況だということで、これはとんでもないことだと思うんですね。私ら住民からいえば、淀川水系流域委員会が設置されて、そこでいろんな議論がされていると。そして、そこで住民の意見も発言することができるし、また住民の意見を聞く、そういう場もつくっているということでもって、初めて国土交通省に対してそれなりの信頼を置いてきたということなんですけど、もしこういうええかげんなことをやるということであれば、これはもう地元住民の信用はなくなるということを国土交通省はやっぱり考えておくべきだというぐあいに思うんです。

それから、委員の公募の件も、これはやっぱりすぐれたことでして、第2次やられたわけですから、これは当然第3期においても委員を公募すべきだと、そういう手順を踏んでいかないと、実際

に住民の同意を得ていく、あるいは合意を得ていくということには到達しないというぐあいに私は思います。そういう点で、いろいろ意見を喧々諤々交わすのはいいんですけど、やっぱりそれをきちっと制度的に保証していくということが非常に大事だというぐあいに思っています。以上です。

今本委員長

ありがとうございました。

〔その他〕

今本委員長

時間がちょっと押していますが、申しわけありません。次に移ります。庶務の方かな。その他、何かございますか。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

その他としまして、庶務の方から「その他資料」の方で「今後の委員会スケジュール」という表でございます。本日、ちょっと公開の話がございまして、これはちょっと、その公開する話の前につくりましたものですから、「備考」のところに、若干「一般公開」というのが入っておりますが、とりあえず部会と今までの公開会議でいいますと、住民参加部会、意見聴取反映ワーキングの合同会議を11月15日、それから11月22日に第53回の委員会、11月23日に第8回の利水・水需要管理部会、それぞれ公開の会議が決まっております。その他、本日出ました公開会議につきましては、またこちらの方からその広報の仕方等、運営会議からのご指示を待ちまして、皆様にお知らせしたいと思います。

なお、ここに現地視察というのが11月10日、16日、17日とございますが、申しわけございません、ちょっとこの場所が違ってございまして、この場所については後ほどこちらの方からまたご連絡させていただきたいと思っております。申しわけございません。よろしく願いいたします。以上です。

今本委員長

では、庶務に戻します。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして、淀川水系流域委員会第52回委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

〔午後 7時23分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。